

令和4年度答申第63号
令和5年1月24日

諮問番号 令和4年度諮問第61号（令和4年11月29日諮問）
審査庁 消費者庁長官
事件名 不当景品類及び不当表示防止法7条1項に基づく措置命令に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、「商品A ストラップタイプ」と称する商品（以下「本件商品①」という。）、「商品A マグネットタイプ」と称する商品（以下「本件商品②」という。）、「商品A 電動拡散ファン」と称する商品（以下「本件商品③」という。）及び「商品A 吊下げタイプ」と称する商品（以下「本件商品④」という。）の各商品（以下これらを併せて「本件4商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり本件4商品に係る商品パッケージ、審査請求人の自社ウェブサイト、テレビコマーシャル及び「B」と称する動画共有サービスにおける動画広告に掲載した表示について、消費者庁長官（以下「処分庁」又は「審査庁」という。）が、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）7条2項の規定に基づき、その裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、審査請求人から提出

された資料が上記各表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料とは認められないものであったため、上記各表示は同項の規定により景品表示法5条1号に該当する表示とみなされるとして、審査請求人に対し、景品表示法7条1項の規定に基づき、上記各表示が景品表示法に違反するものであることを一般消費者に周知徹底することなどの命令（以下「本件措置命令」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

2 関係する法令の定め

- (1) 景品表示法2条4項は、この法律で「表示」とは、顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給する商品の内容又は取引条件その他商品の取引に関する事項について行う広告その他の表示であって、内閣総理大臣が指定するものをいう旨規定する。

上記の委任を受けて制定された「不当景品類及び不当表示防止法第2条の規定により景品類及び表示を指定する件」（昭和37年公正取引委員会告示第3号）は、上記「広告その他の表示」とは、次に掲げるものをいうと定め、その中には、「商品、容器又は包装による広告その他の表示及びこれらに添付した物による広告その他の表示」、「新聞紙、雑誌その他の出版物、放送（有線電気通信設備又は拡声機による放送を含む。）、映写、演劇又は電光による広告」及び「情報処理の用に供する機器による広告その他の表示（インターネット、パソコン通信等によるものを含む。）」が挙げられている（2項）。

- (2) 景品表示法5条柱書きは、事業者は、自己の供給する商品の取引について、同条各号のいずれかに該当する表示をしてはならない旨規定し、同条1号には、商品の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示す表示であって、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるものが挙げられている。

- (3) 景品表示法7条1項は、内閣総理大臣は、景品表示法5条の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる旨規定する。

景品表示法7条2項は、内閣総理大臣は、前項の規定による命令に関し、事業者がした表示が景品表示法5条1号に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、

当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができ、この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、同項の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示とみなす旨規定する。

- (4) 不当景品類及び不当表示防止法施行規則（平成28年内閣府令第6号。以下「景品表示法施行規則」という。）7条1項は、消費者庁長官は、景品表示法7条2項の規定に基づき資料の提出を求める場合は、次に掲げる事項を記載した文書を交付して、これを行うものとする旨規定し、景品表示法施行規則7条1項2号は「資料の提出を求める表示」を掲げる。
- (5) 景品表示法33条1項は、内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する旨規定する。

3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、日用品雑貨の製造販売業等を営む株式会社であり、本件4商品を卸売業者及び小売業者を通じて一般消費者に販売していた。
(不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項の規定に基づく措置命令、履歴事項全部証明書)
- (2) 審査請求人は、本件4商品を一般消費者に販売するに当たり、例えば、本件商品①について、令和2年9月1日から令和3年10月31日までの間、商品パッケージにおいて、「空間除菌」、本件商品①を首から下げている人物の画像、「二酸化塩素のパワーで ウイルス除去・除菌[※] 商品A ストラップタイプ」等と表示するなど、別紙「対象商品」欄記載の商品について、同「表示期間」欄記載の期間に、同「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同「表示内容」欄記載のとおり表示（以下「本件各表示」という。）した。
(不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項の規定に基づく措置命令・別表2)
- (3) 処分庁は、令和3年10月19日付けで、審査請求人に対し、景品表示法7条2項に基づき、同年11月4日を提出期限とし、本件各表示について、その裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ（以下「本件資料提出要求」という。）、審査請求人は、同日、処分庁に対し、回答書（以下「本件回答書」という。）及び別添1ないし23の資料（以下「本件提出資料」という。）を提出した。

(資料提出要求書、景品表示法第7条第2項の規定に基づく資料提出要求に対する回答書)

- (4) 処分庁は、令和3年11月26日付けで、審査請求人に対し、景品表示法7条1項の規定に基づく命令をすることを予定しているとして、行政手続法(平成5年法律第88号)13条1項2号に規定する弁明の機会の付与について通知したところ、審査請求人は、同年12月10日、処分庁に対し、弁明書を提出した。

(弁明の機会の付与について(通知)、弁明書及び添付資料)

- (5) 処分庁は、本件提出資料は本件各表示の裏付けとなる合理的な根拠を呈示するものではないと判断し、令和3年12月16日付けで、審査請求人に対し、本件措置命令を行った。

(不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項の規定に基づく措置命令)

- (6) 審査請求人は、令和4年3月15日、審査庁に対し、本件措置命令を不服として、本件審査請求をした。

(審査請求書兼執行停止申立書)

- (7) 審査庁は、令和4年11月29日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして、本件諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

4 審査請求人の主張の要旨

- (1) 本件措置命令における事実認定の違法について

ア 本件措置命令における優良誤認表示に関する認定の経験則違反

(ア) 本件商品①に係る表示について

本件商品①の商品パッケージにおける表示(以下「本件表示1」という。)中には、①「空間除菌※ [1 m³密閉試験空間]」、②「二酸化塩素のパワーで ウイルス除去・除菌※ 商品A ストラップタイプ」、③「特長」、「●内容成分と空気中の炭酸ガスが反応して二酸化塩素が発生します。」及び「●発生した二酸化塩素は酸化力で浮遊する菌やウイルスを除去します。※」、④「●用途:室内」、⑤「※当社試験にて、1 m³の密閉空間で二酸化塩素により特定の『ウイルス・菌』の除去試験を実施。」、⑥「●当社試験にて1 m³の密閉空間で二酸化塩素により特定の『ウイルス・菌』の除去試験を実施しております。」、⑦「注意」、「●屋内専用です。屋外や空気が激しい場所では、効果が期待できません。」及び「●利用環境により、成分の広がり、使用期間は異なる」

ります。また、全てのウイルス・菌に対して効果があるわけではありませ
せん。」、⑧「⑩本品は屋内専用です。屋外では期待する効果を十分に
発揮できません。」との表示がされている。

上記①や③の表示それ自体は、日常生活空間における空気中のウイル
スや菌に対する作用の有無や程度について何ら訴求するものではなく、
上記①ないし③、⑤及び⑥の表示からは、一定試験状況下における1^m
の密閉空間での試験により、本件商品①の内容成分から二酸化塩素が生
じ、特定のウイルスや菌が除去されたことが確認されたとの認識が生じ
るものであり、上記⑦の表示からは、(i)屋外や屋内であっても空気の
流れが激しい場所では効果が期待できないこと、(ii) 利用環境により、
成分の広がり、使用期間が異なること、(iii) 全てのウイルス・菌に対
して効果があるわけではないという認識を一般消費者に生じさせること
となる。そして、これらの認識を一体としてみると、一定の試験条件下
における1^mの密閉空間での試験により、本件商品①の内容成分から二
酸化塩素が発生し、当該密閉試験空間においてはウイルス・菌の除去効
果が確認されているものの、屋外や屋内であっても空気の流れが激しい
場所等では効果が全く期待できず、日常生活空間においては効果があま
り期待できない場合も往々にしてあるといった認識が生じるものである。

このことは、本件商品①のパッケージを用いたアンケート調査結果に
おいても明らかとなっている。すなわち、対象者に本件商品①のパッ
ケージ前面を自由な時間閲覧させた上で、本件商品①のウイルス・菌の除
去効果に係る印象について質問したところ、1002名の回答者のうち、
合計596名(約59.5%)の者が日常生活空間においては効果がない
か多少減少させる程度にとどまるとの認識を示した。

また、本件商品①に関する自社ウェブサイトにおける表示も、本件表
示1と大差ないため、本件表示1と同様の認識が生じるものである。

(イ) 本件商品②に係る表示について

本件商品②のパッケージにおける表示(以下「本件表示2」とい
う。)中には、①「空間除菌※ [1^m密閉試験空間]」、②「二酸化
塩素のパワーで ウイルス除去・除菌※ 商品A マグネットクリップ
タイプ」、③「特長」、「●内容成分と空気中の炭酸ガスが反応して二
酸化塩素が発生します。」及び「●発生した二酸化塩素は酸化力で浮遊
する菌やウイルスを除去します。※」、④「●用途：室内」、⑤「※当

社試験にて、1 m³の密閉空間で二酸化塩素により特定の『ウイルス・菌』の除去試験を実施。」、⑥「●当社試験にて1 m³の密閉空間で二酸化塩素により特定の『ウイルス・菌』の除去試験を実施しております。」、⑦「注意」、「●屋内専用です。屋外や空気の流れが激しい場所では、効果が期待できません。」及び「●利用環境により、成分の広がり、使用期間は異なります。また、全てのウイルス・菌に対して効果があるわけではありません。」、⑧「⑩本品は屋内専用です。屋外では期待する効果を十分に発揮できません。」との表示がされている。

本件表示2それ自体は日常生活空間における本件商品②の空气中に浮遊するウイルスや菌に対する作用の有無や程度について何ら訴求するものではない。上記①ないし⑧の表示からは、一定の試験条件下における1 m³の密閉空間での試験により、本件商品②の内容成分から二酸化塩素が発生し、当該密閉試験空間においては特定のウイルス・菌の除去効果が確認されているものの、屋外や屋内であっても空気の流れが激しい場所等では効果が全く期待できず、日常生活空間においては効果があまり期待できない場合も往々にしてあるといった認識が生じるものである。

また、本件商品②のパッケージについてはアンケート調査を実施していないものの、本件表示1と本件表示2は基本的に同一構成であることから、本件商品①についてのアンケート調査結果は本件商品②にも妥当すると考えられる。

本件商品②に関する自社ウェブサイトにおける表示も、本件表示2と大差ないため、本件表示2と同様の認識が生じるものである。

(ウ) 本件商品③に係る表示について

本件商品③のパッケージにおける表示（以下「本件表示3」という。）中には、①「空間除菌※ [25 m³ (6畳相当) 密閉試験空間]」、②「二酸化塩素のパワーで ウイルス除去・除菌と消臭※ 商品A 電動拡散ファンUSBケーブル+電池 (別売) 両用タイプ」、③「電動ファンが安定拡散を実現」と題して、本件商品③の画像とともに、「『空気より重い二酸化塩素をいかにして安定拡散させるか?』たどり着いた結論が電動ファンによる拡散です。電動ファンは間欠作動設定です。約5秒間ファンが作動し、その後約30秒間の停止を繰り返します。」、④「●用途：室内」、⑤「特長」、「●内容成分と空气中的炭酸ガスが反応して二酸化塩素が発生します。」及び「●発生した二酸

化塩素は酸化力で浮遊する菌やウイルスを除去します。」、⑥「※当社試験にて、人のいない密閉空間で二酸化塩素により特定の『浮遊ウイルス・浮遊菌』の除去試験を実施。また、密閉空間において特定の臭い物質の消臭試験を実施。」、⑦「●当社試験にて25 m³（6畳相当）の密閉空間で二酸化塩素により特定の『浮遊ウイルス・浮遊菌』の除去試験を実施しております。」及び「●当社試験にて5 Lの密閉空間で特定の臭い物質の消臭試験を実施しております。」、⑧「注意」、「●屋内専用です。屋外や空気の流れが激しい場所では、効果が期待できません。」及び「●利用環境により、成分の広がり、使用期間は異なります。また、全てのウイルス・菌に対して効果があるわけではありません。」、⑨「⑩本品は屋内専用です。屋外では期待する効果を十分に発揮できません。」との表示がなされている。

上記①、②及び⑤の表示それ自体は、日常生活空間における空気中のウイルスや菌に対する作用の有無や程度について何ら訴求するものではなく、上記①ないし③、⑤及び⑦の表示からは、一定試験状況下における25 m³（6畳相当）での試験により、本件商品③の内容成分から二酸化塩素が生じ、特定のウイルスや菌が除去されたことが確認されたとの認識が生じるものであり、上記⑧及び⑨の表示からは、(i) 屋外や屋内であっても空気の流れが激しい場所では効果が期待できないこと、(ii) 利用環境により、成分の広がり、使用期間が異なること、(iii) 全てのウイルス・菌に対して効果があるわけではないという認識が生じるものである。そして、これらの認識を一体としてみると、一定の試験条件下における25 m³（6畳相当）の密閉空間の試験により、本件商品③の内容成分から二酸化塩素が発生し、当該密閉試験空間においてはウイルス・菌・臭い物質の除去効果が確認されているものの、屋外や屋内であっても空気の流れが激しい場所等では効果が全く期待できず、日常生活空間においては効果があまり期待できない場合も往々にしてあるという認識が生じるものと考えられる。

また、本件商品③のパッケージについてはアンケート調査を実施していないものの、本件商品③のパッケージは本件商品④のパッケージの構成に類似するため、本件商品④のアンケート調査結果は本件商品③においても妥当するものと考えられる。

さらに、本件商品③に関する自社ウェブサイトにおける表示も、本件

表示3と大差ないため、本件表示3と同様の認識を生じるものである。

(エ) 本件商品④に係る表示について

本件商品④のパッケージにおける表示（以下「本件表示4」という。）中には、①「空間除菌※ [2.5 m³ (6畳相当) 密閉試験空間]」、②「二酸化塩素のパワーで ウイルス除去・除菌と消臭※ 商品A 掛けやすいフック付き吊下げタイプ」、③「特長」、「●内容成分と空気中の炭酸ガスが反応して二酸化塩素が発生します。」及び「●発生した二酸化塩素は酸化力で浮遊する菌やウイルスを除去します。 ※」、④「●用途：室内」、⑤本件商品④のイラストと共に、「2カ所のクリップ部をはめこみ、玄関ドアの内側や居室のドアなどに吊下げます。設置場所によってはフックの角度を調整してください。」、⑥「※当社試験にて、人のいない密閉空間で二酸化塩素により特定の『浮遊ウイルス・浮遊菌』の除去試験を実施。また、密閉空間において特定の臭い物質の消臭試験を実施。」、⑦「●当社試験にて2.5 m³ (6畳相当)の密閉空間で二酸化塩素により特定の『浮遊ウイルス・浮遊菌』の除去試験を実施しております。」及び「●当社試験にて5 Lの密閉空間で特定の臭い物質の消臭試験を実施しております。」、⑧「注意」、「●屋内専用です。屋外や空気の流れが激しい場所では、効果が期待できません。」及び「●利用環境により、成分の広がり、使用期間は異なります。また、全てのウイルス・菌に対して効果があるわけではありません。」、⑨「⑩本品は屋内専用です。屋外では期待する効果を十分に発揮できません。」との表示がなされている。

本件表示4それ自体は、日常生活空間における空気中のウイルスや菌に対する作用の有無や程度について何ら訴求するものではなく、上記①ないし③、⑥及び⑦の表示からは、一定試験状況下における2.5 m³ (6畳相当)の密閉空間での試験により、本件商品④の内容成分から二酸化塩素が生じ、特定のウイルスや菌が除去されたことが確認されたとの認識が生じるものであり、上記⑧及び⑨の表示からは、(i) 屋外や屋内であっても空気の流れが激しい場所では効果が期待できないこと、

(ii) 利用環境により、成分の広がり、使用期間が異なること、(iii) 全てのウイルス・菌に対して効果があるわけではないという認識が生じるものである。そして、これらの認識を一体としてみると、一定の試験条件下における2.5 m³ (6畳相当)の密閉空間での試験により、本件商

品④の内容成分から二酸化塩素が発生し、当該密閉試験空間においてはウイルス・菌の除去効果が確認されているものの、屋外や屋内であっても空気が激しい場所等では効果が全く期待できず、日常生活空間においては効果があまり期待できない場合も往々にしてあるという認識が生じるものと考えられる。

このことは、本件商品④のパッケージを用いたアンケート調査結果においても明らかとなっている。すなわち、対象者に本件商品④のパッケージ前面を自由な時間閲覧させた上で、本件商品④のウイルス・菌の除去効果に係る印象について質問したところ、1002名の回答者のうち、合計623名（約62.2%）の者が日常生活空間においては効果がないか多少減少させる程度にとどまるとの認識を示した。

また、本件商品④に関する自社ウェブサイトにおける表示も、本件表示4と大差ないため、本件表示4と同様の認識が生じるものである。

イ 同種事件の裁判例との比較

名古屋地方裁判所令和元年12月26日判決、東京地方裁判所平成30年9月18日判決、東京地方裁判所平成24年4月25日判決及び東京高等裁判所平成16年10月19日判決の判断からすれば、本件表示1ないし4は上記アのとおり評価されるべきことは明らかであり、これらと異なる判断を行っている本件措置命令には事実認定の違法がある。

ウ 本件資料提出要求の対象となった表示に関する事実誤認

本件措置命令の通知書（以下「本件措置命令書」という。）の2（4）イにおける「前記アの表示」とは、文理上、「あたかも表示」（一般消費者が表示内容全体から受ける印象・認識を基準として認定される表示の意味内容を指す。以下同じ。）を指していることは明らかである。しかし、本件資料提出要求の際には、個々の表示の根拠が求められたにすぎず、「あたかも表示」についても合理的な根拠を示す資料の提出を求められた事実は存在しない。

したがって、本件措置命令書には、本件資料提出要求の対象の点について重大な事実誤認があり、この事実誤認に基づいて下された本件措置命令には処分取消事由がある。

（2）本件資料提出要求の違法性

景品表示法7条2項で規定する資料提出要求において、対象表示の主張立証責任はなお処分庁に残されているといえること、事業者に対して立証

責任の転換という極めて重大な効果を生じさせるものであって、手続的な保障が必要であること、資料提出期間が15日間であるところ、事業者側において処分庁の問題意識を十分に理解していることが前提となっているが、「あたかも表示」を明らかにせずに、「個々の表示」の根拠を求めることは事業者に過剰な負担を生じさせることからすれば、資料提出要求書に記載する「資料の提出を求める表示」（景品表示法施行規則7条1項2号）は、「あたかも表示」でなければならない。

しかし、本件資料提出要求の通知書（以下「本件資料提出要求書」という。）には、「あたかも表示」が記載されておらず、本件資料提出要求は景品表示法7条2項に反しており、本件各表示を景品表示法5条1号に該当する表示とみなすことは法定の手続を履践していない重大な違法である。

(3) 本件提出資料が合理的な根拠を示す資料であること

ア バクテリオフェージ液を用いた本件商品①及び本件商品②の試験報告書（本件回答書別添1）

本件回答書別添1は、1 m³の密閉容器内において、エイジング顆粒剤を15～18時間保存し、取り出した後、バクテリオフェージ液を入れたシャーレを設置し、本件商品①及び本件商品②のウイルス除去効果を測定した試験結果についての報告書であり、本件商品①を設置した場合には、フェージ感染価は、開始時30万PFU/mL、6時間後は検出せずという結果に、本件商品②を設置した場合には、フェージ感染価は、開始時20万PFU/mL、6時間後には検出せずという結果になっている。なお、本試験は専門家、専門家団体又は専門機関の見解に沿った妥当なものである。

本件表示1及び本件表示2は、一定の試験条件下における1 m³の密閉空間での試験により、本件商品①及び本件商品②の内容成分から二酸化塩素が発生し、当該密閉試験空間においてはウイルスの除去効果が確認されたことを表示するにとどまるものであるところ、本件回答書別添1は、1 m³の密閉試験空間において、一定のウイルスの除去効果を確認したものであるから、本件表示1及び本件表示2の合理的な根拠となる資料である。

イ 表皮ブドウ球菌液を用いた本件商品①及び本件商品②の試験報告書（本件回答書別添2）

本件回答書別添2は、1 m³の密閉容器内において、エイジング用顆粒剤を15～18時間保存し、取り出した後、表皮ブドウ球菌液を入れたシャ

一レを設置し、本件商品①及び本件商品②の除菌効果を測定した試験結果についての報告書であり、本件商品①を設置した場合には、生菌数は、開始時64万、6時間後は検出せずという結果に、本件商品②を設置した場合には、生菌数は、開始時22万、6時間後には検出せずという結果になっている。なお、本試験は専門家、専門家団体又は専門機関の見解に沿った妥当なものである。

本件表示1及び本件表示2は、一定の試験条件下における1m³の密閉空間での試験により、本件商品①及び本件商品②の内容成分から二酸化塩素が発生し、当該密閉試験空間においては菌の除去効果が確認されたことを表示するにとどまるものであるところ、本件回答書別添2は、1m³の密閉試験空間において、一定の菌の除去効果を確認したものであるから、本件表示1及び本件表示2の合理的な根拠となる資料である。

ウ C病院の医師による他社の二酸化塩素放出商品を使った試験報告書（本件回答書別添3）

本件回答書別添3は、C病院呼吸器内科の医師等が、Dを対象として、低濃度の二酸化塩素放出薬介入群と非介入群を設定し、両群の勤務する室内に二酸化塩素放出薬を設置し、室内の二酸化塩素濃度を測定するとともに、インフルエンザ様症状の罹患率を検証した報告書である。試験期間中の室内二酸化塩素濃度は、0.005ppm～0.02ppmであり、非介入群では、インフルエンザ様症状患者数が442名中32名であったのに対し、介入群では345名中8名であり、統計的に有意な差が現れた。

本試験は審査請求人とは何らの利害関係のないC病院において、C病院倫理委員会の承認を得て行われたものであり、専門家、専門家団体又は専門機関の見解に沿った上、経験則上妥当な方法により実施されたものといえる。

仮に、本件表示1が、本件商品①により、日常生活空間の室内においても一定のウイルス・菌の除去効果が期待できるとの表示をするものであるとしても、本件回答書別添3は、日常生活空間である室内において、二酸化塩素濃度を0.005ppm～0.02ppm程度とすることにより、一定のウイルス・菌の不活性化効果を実証するものであるから、合理的な根拠を示す資料であるといえる。

なお、本件4商品に含まれる二酸化塩素発生剤は、基本的に同一成分であるから、本件回答書別添3は、本件表示2ないし本件表示4の合理的な

根拠を示す資料ともなる。

エ インフルエンザウイルスが有するヘマグルチニンタンパクと二酸化塩素の反応実験（本件回答書別添4）

本件回答書別添4は、試験管内での試験においてインフルエンザウイルスが有するヘマグルチニンタンパクと二酸化塩素を反応させ、二酸化塩素によるヘマグルチニンの変性作用の効果等を報告するものである。本試験の結果は、二酸化塩素がインフルエンザウイルスの不活化作用を有していることを示しているため、本件回答書別添1の試験結果の合理性を補強するものである。

仮に、本件表示1が、本件商品①により、日常生活空間の室内においても一定のウイルス・菌の除去効果が期待できるとの表示をするものであるとしても、本件回答書別添4は、二酸化塩素が本件商品①の周辺に浮遊するウイルス・菌を一定程度減少することを裏付けるものであるから、合理的な根拠を示す資料といえる。

なお、本件4商品に含まれる二酸化塩素発生剤は、基本的に同一成分であるから、本件回答書別添4は、本件表示2ないし4の合理的な根拠を示す資料ともなる。

オ 二酸化塩素ガス発生機序の化学式（本件回答書別添5）

本件回答書別添5は、本件商品①に含まれる二酸化塩素発生剤からの二酸化塩素発生機序について説明する資料である。

なお、本件4商品に含まれる二酸化塩素発生剤は、基本的に同一成分であるから、本件回答書別添5は、本件表示2ないし4の合理的な根拠を示す資料ともなる。

カ E法人ウェブページ（本件回答書別添6）

本件回答書別添6は、E法人のウェブページの写しであり、二酸化塩素は、ウイルス除去、除菌等の働きを有することが知られていること等が記載されており、本件回答書別添1の試験結果の合理性を補強するものである。

仮に、本件表示1が、本件商品①により、日常生活空間の室内においても一定のウイルス・菌の除去効果が期待できるとの表示をするものであるとしても、本件回答書別添6は、本件商品①の周辺に浮遊するウイルス・菌を一定程度減少することを裏付けるものであるから、合理的な根拠を示す資料といえる。

なお、本件4商品に含まれる二酸化塩素発生剤は、基本的に同一成分であるから、本件回答書別添6は、本件表示2ないし4の合理的な根拠を示す資料ともなる。

キ 本件商品①の拡散実験（本件回答書別添7）

本件回答書別添7は、1 m³のチャンバー内に、本件商品①と、空気を均一化するためのサーキュレーターを設置した上、1日後、2日後及び7日後の二酸化塩素濃度を測定した試験に関する報告書である。

本試験の結果、チャンバー内の二酸化塩素濃度は、1日で0.03 ppm、2日で0.05 ppm、7日で0.08 ppmとなることが実証されていることから、エイジング剤を使用したことが、本件回答書別添1及び本件回答書別添2に係る試験結果に影響を与えるものではないといえる。

なお、本件4商品に含まれる二酸化塩素発生剤は、基本的に同一成分であるから、本件回答書別添7は、本件表示2ないし4の合理的な根拠を示す資料ともなる。

ク 塩素発生剤を用いた二酸化塩素ガス発生量実験（本件回答書別添8）

本件回答書別添8は、本件商品①に使用されている塩素発生剤（新原料）、旧原料、他社原料それぞれの1 g当たりの二酸化塩素ガス発生量を測定した結果を報告したものである。

本試験では、本件商品①に使用されている塩素発生剤からは、開封直後から84日まで安定して二酸化塩素が発生し続けることが報告されており、密閉試験空間はもちろん、日常生活空間においても、本件商品①から二酸化塩素が発生することが実証されている。

なお、本件4商品に含まれる二酸化塩素発生剤は、基本的に同一成分であるから、本件回答書別添8は、本件表示2ないし4の合理的な根拠を示す資料ともなる。

ケ デイサービス施設等における本件商品②ないし④の設置事例（本件回答書別添9）

本件回答書別添9は、在宅支援センター及びデイサービスセンターに本件商品③及び本件商品④を設置し、全職員に本件商品②を携帯させ、当該設置・携帯期間（試験期間）と設置・携帯をしていない前年度の当該期間（対照期間）におけるインフルエンザの罹患率を比較検証したところ、在宅支援センターにおいては、対照期間の罹患率は29.9%であったのに対し、試験期間の罹患率は0%、デイサービスセンターにおいては、対照

期間の罹患率は11.4%であったのに対し、試験期間の罹患率は3.5%となったことを報告するものである。

本試験によって日常生活空間において本件商品②ないし④を使用した場合に、インフルエンザの罹患率に有意な差が生じることが実証されていることからすれば、本件表示2ないし4に関し、多少のウイルス・菌の除去効果が認められることについて合理的な根拠がある。また、本件商品②に含まれる二酸化塩素発生剤と本件商品①に含まれる二酸化塩素発生剤は基本的には同一成分のものであることから、本件表示1についても合理的な根拠を示すものといえる。

コ 本件商品②による拡散試験（本件回答書別添13）

本件回答書別添13は、1m³のチャンバー内に、本件商品②と、空気を均一化するためのサーキュレーターを設置した上、1日後及び2日後の二酸化塩素濃度を測定した試験に関する報告書である。

本試験の結果、チャンバー内の二酸化塩素濃度は、1日で0.04ppm、2日で0.075ppmとなることが実証されていることから、エイジング剤を使用したことが、本件回答書別添1及び本件回答書別添2に係る試験結果に影響を与えるものではないことを裏付けている。

サ バクテリオファージ液を用いた本件商品③の試験報告書（本件回答書別添14）

本件回答書別添14は、25m³（6畳相当）の密閉容器内において、エイジング用顆粒剤を15～18時間保存し、取り出した後、バクテリオファージ液を噴霧し、本件商品③を設置し、本件商品③のウイルス除去効果を測定した試験結果についての報告書であり、本件商品③を設置した場合には、ファージ感染価は、開始時520万PFU/枚、60分後は36万PFU/枚、90分後2万5000PFU/枚、120分後3700PFU/枚という結果となっている。なお、本試験は専門家、専門家団体又は専門機関の見解に沿った妥当なものである。

本件表示3は、一定の試験条件下における25m³の密閉空間での試験により、本件商品③の内容成分から二酸化塩素が発生し、当該密閉試験空間においてはウイルスの除去効果が確認されたことを表示するにとどまるものであるところ、本件回答書別添14は、25m³の密閉試験空間において、一定のウイルス除去効果を確認したものであるから、本件表示3の合理的な根拠となる資料であるといえる。

シ 黄色ブドウ球菌液を用いた本件商品③の試験報告書（本件回答書別添15）

本件回答書別添15は、25 m³（6畳相当）の密閉容器内において、試験実施日前夜から本件商品③を設置し、二酸化塩素をあらかじめ放出した後、黄色ブドウ球菌液を当該試験容器内に毎分約0.2 mlで10分間噴霧し、本件商品③を設置し、本件商品③の除菌効果を測定した試験結果についての報告書であり、本件商品③を設置した場合には、浮遊菌数は、開始時75万、120分後3万7000、180分後8200、240分後1300という結果となっている。なお、本試験は専門家、専門家団体又は専門機関の見解に沿った妥当なものである。

本件表示3は、一定の試験条件下における25 m³の密閉空間での試験により、本件商品③の内容成分から二酸化塩素が発生し、当該密閉試験空間においては除菌効果が確認されたことを表示するにとどまるものであるところ、本件回答書別添15は、25 m³の密閉試験空間において、一定の除菌効果を確認したものであるから、本件表示3の合理的な根拠となる資料であるといえる。

ス 本件商品③の試験報告書（本件回答書別添16）

本件回答書別添16は、25 m³の実験室内に、本件商品③を設置した上、本件商品③作動時の本件商品③直上約15 cmにおける二酸化塩素濃度並びに10日後における実験室の四隅及び本件商品③の設置場所付近の二酸化塩素濃度を測定した試験に関する報告書であり、本件商品③が、内蔵された電動ファンによって二酸化塩素を安定的に拡散すること及び室内の二酸化塩素濃度を均一化することができることを示すものであり、エイジング剤を使用したことによって本件回答書別添14の合理性は否定されないことが実証されているといえる。

仮に、本件表示3が、本件商品③により日常生活空間において多少のウイルス・菌の除去を行い得るとの表示をするものであるとしても、本件商品③が、室内において二酸化塩素濃度を均一化しつつ放出することができること、その濃度はインフルエンザ様症状の罹患率に有意な差を生じる濃度を上回らないし同等の0.02 ppmであることからすると（本件回答書別添3）、合理的な根拠を示す資料といえる。

セ 本件商品③による空中浮遊菌に対する効果の実証試験（本件回答書別添17）

本件回答書別添17は、約50m³ある審査請求人社長室において、試験開始時の浮遊菌数を測定した上、本件商品③を2個設置・作動させ、1週間後の浮遊菌数と二酸化塩素濃度を測定した結果を報告したものである。密閉でないことに加え、試験期間中に人の入退室もあったことから、完全な日常生活空間における測定結果を示すものといえる。

本試験では、細菌数が試験開始時から1週間後には有意に減少しており、二酸化塩素濃度は0.02ppmと本件回答書別添16の試験結果に沿う結果となっている。本試験の結果は、本件回答書別添14ないし16の試験結果の合理性を裏付けるとともに、日常生活空間においても本件商品③により多少の菌の除去が行い得ることを実証するものである。

ソ ウイルス液を用いた本件商品④の試験結果報告書（本件回答書別添20）

本件回答書別添20は、攪拌ファン、レーザー式パーティクルカウンター、温湿度計を設置した25m³試験チャンバー内に、試験前夜から本件商品④を設置し、あらかじめ二酸化塩素を充満させ、攪拌ファンを作動させながらウイルス液を毎分約0.2mLで10分噴霧し、2分攪拌した後にチャンバー内の浮遊ウイルスを捕集した試験の結果を報告するものである。本試験の結果、本件商品④を設置した場合、20L当たりの浮遊ウイルスは、開始時22万、120分後1万8000、240分後3800、360分後1000であった。なお、本試験の方法は、基本的にF規格a「製品G」の附属書bに定める試験方法に従うものであり、産業界において一般的に認められた方法である。

本件表示4は、一定の試験条件下における25m³の密閉空間での試験により、本件商品④の内容成分から二酸化塩素が発生し、当該密閉試験空間においてはウイルスの除去効果が確認されたことを表示するにとどまるものであるところ、本件回答書別添20は、25m³の密閉試験空間において、一定のウイルスの除去効果を確認したものであるから、本件表示4の合理的な根拠となる資料であるといえる。

タ 菌液を用いた本件商品④の試験結果報告書（本件回答書別添21）

本件回答書別添21は、攪拌ファン、レーザー式パーティクルカウンター、温湿度計を設置した25m³試験チャンバー内に、試験前夜から本件商品④を設置し、あらかじめ二酸化塩素を充満させた後、攪拌ファンを作動させながら菌液を毎分約0.2mLで10分噴霧し、2分攪拌した後にチ

ランバー内の浮遊菌を捕集した試験の結果を報告するものである。本試験の結果、本件商品④を設置した場合には、20L当たりの浮遊菌数は、開始時15万、120分後22、240分後及び360分後は検出限界未満であった。なお、本試験の方法は、基本的にF規格a「製品G」の附属書bに定める試験方法に従うものであり、社会通念上及び経験則上妥当な方法であるといえる。

本件表示4は、一定の試験条件下における25m³の密閉空間での試験により、本件商品④の内容成分から二酸化塩素が発生し、当該密閉試験空間においては除菌効果が確認されたことを表示するにとどまるものであるところ、本件回答書別添21は、25m³の密閉試験空間において、一定の除菌効果を確認したものであるから、本件表示4の合理的な根拠となる資料であるといえる。

チ 本件商品④の実証試験（本件回答書別添23）

本件回答書別添23は、審査請求人の工場の旧応接室（48.4m³、約12畳相当）において、本件商品④を10個設置の上、5日後の四隅及び本件商品④の直上10cmにおける二酸化塩素濃度を測定した結果を報告するものである。なお、本試験は、日常生活空間における二酸化塩素による細菌の除去効果の測定として、社会通念上及び経験則上妥当なものといえる。

本試験の結果を踏まえると、6畳の空間における二酸化塩素濃度は0.01ppm～0.03ppmとなるものと考えられること、本件回答書別添3によれば、0.005ppm～0.02ppmの二酸化塩素濃度の空間において、インフルエンザ様症状の罹患率に有意な差が生じたことが確認されていることから、仮に、本件表示4が、本件商品④により、日常生活空間においても一定のウイルス・菌の除去効果がある旨の表示であると評価されるとしても、本件商品④を使用すれば、日常生活空間においてウイルスや菌を減少させることができることは実証されているといえる。

ツ 本件審査請求申立後に提出した資料

本件商品③の浮遊菌に対する除去性能及び薬効持続性に関する報告書（甲3号証の19）並びに本件商品③のインフルエンザウイルスに対する死滅効果等に関する報告書（甲3号証の20）は、本件資料提出要求への回答時においては提出していないものの、本件商品③に関する実験であり、本件表示3に対する裏付けとなる合理的な根拠を示す資料である。

(4) 本件措置命令書の理由の不備

ア 行政手続法14条1項は、不利益処分 of 理由提示を要求しており、処分庁が不利益処分を行うためには、いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して当該処分がされたのかを、処分の相手方においてその記載自体から了知し得るものでなければならない。

事業者がいかなる表示を行ったものであるかは、「事実関係」そのものであるため、措置命令を行うに際しては、処分の理由として、事業者がいかなる表示を行ったのか具体的に認定・記載されなければならない。

本件措置命令書には、別表1及び2の「効果」欄に記載している「ウイルスや菌が除去又は除菌される」等と記載されているのみであり、「除去又は除菌」という文言には確立した定義がない。処分庁には、一般消費者においてどのような認識が生じる表示であるのか、その具体的な意味内容を明確にすべき責任がある。しかし、本件措置命令書において、本件4商品がウイルスや菌に対していかなる作用をするものと示す表示をしたのかという点について、その記載自体から了知することが到底不可能であり、理由不備の違法がある。

イ 資料提出要求に関し、事業者が提出した資料について、処分庁が表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料であるとは認められないという判断を行ったのであれば、その判断理由を明確にする必要がある。

すなわち、「不当景品類及び不当表示防止法第7条第2項の運用指針―不実証広告規制に関する指針―」（平成15年10月28日公正取引委員会。以下「不実証広告規制ガイドライン」という。）では、提出資料が合理的根拠と認められるかの判断基準は、「①提出資料が客観的に実証された内容のものであること」（以下「要件1」という。）及び「②表示された効果、性能と提出資料によって実証された内容が適切に対応していること」（以下「要件2」という。）の2点であることが示されているため、少なくとも、不実証広告規制ガイドラインのどの部分に依拠して結論に達したかが記載される必要があり、かつ、事業者が提出した資料について、具体的にどの点に問題があつて不備があると判断されたのかを明示する必要がある。

しかし、本件措置命令書においては、本件提出資料が本件各表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料と認められない具体的な理由を付記していないため、理由不備の違法がある。

(5) 平等原則違反

空間除菌剤の商品パッケージにおいて、「空間除菌」、「ウイルス除去」、「空間中の菌やウイルスを除去」等と表示することは取引慣習上一般的であり、一般消費者において著しい優良性を認識させる表現ではない。他社の空間除菌剤にも同一又は類似の表示が行われているにもかかわらず、他社の製品についてのこれらの表示には特段の処分がなされていない。審査請求人の本件4商品についてのみ措置命令を発令することは、事業者間の競争に行政が恣意的ないし不公平に介入し、かえって公正競争を阻害し、特定の事業者に利することにほかならず、景品表示法の趣旨にもとるほか、平等原則に反する。

(審査請求書兼執行停止申立書)

第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の判断は、おおむね以下のとおりである。

1 本件措置命令における事実認定の違法について

(1) 本件措置命令における優良誤認表示に関する認定の経験則違反

ア 判断枠組み

景品表示法による不当表示の規制は、「不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者の適正な商品・サービスの選択を確保すること」を目的として行われるものとされるところ、景品表示法5条1号にいう「著しく優良であると示す」表示か否かの判断に当たっては、表示上の特定の文章、図表、写真等から一般消費者が受ける印象・認識ではなく、表示内容全体から一般消費者が受ける印象・認識が基準となると解される（不実証広告規制ガイドライン第1の2(2)参照）。この表示全体とは、表示が文字、イラスト、画像、動画等のどのような表現方法によっていかなる媒体（商品そのものへの表示か、チラシ、小冊子、新聞、TV、ネット上等への表示か。）に表示されているか、各表現方法の量的比率や組合せの態様、各表現の内容自体、各表現方法及び内容が媒体上においてどのように表示全体を構成しているのかなどの当該表示自体に係る事情、商品等の性質や一般周知性等の当該商品に係る事情、当該表示の受け手である一般消費者の当該商品等についての知識、理解等の表示の受け手である一般消費者側の事情の各事情を総合し、社会通念に照らして、一般消費者が当該表示の内容全体についてどのような印象ないし認識に至るかに基づいて判断するのが相当であり、表示上の特定の文章、図表、写真等から一般消費者が受ける

印象ないし認識のみに基づいて判断することは相当ではないと解する。

イ 本件商品①に係る表示について

(ア) 本件表示1について

本件商品①は、スーパーマーケットやドラッグストア、ECサイトにおいて、一般消費者を主たる対象として販売される商品である。このような一般消費者を対象とした場合、本件表示1（第1の4（1）ア（ア）参照）のうち、①「空間除菌」、②「二酸化塩素のパワーで ウイルス除去・除菌」などとの表示からは、本件商品①は空間に浮遊するウイルスや菌を除去・除菌するものであると認識するものと認められる。

また、本件商品①が、首から吊り下げる形態を有していると認められ、首から下げて（身に着けて）使用する商品であると認識することや、④「用途：室内」、⑦⑧「屋内専用」、「屋外や空気の流れが激しい場所では、効果が期待できません。」などという表示からは、一般消費者は、「空間」とは日常空間、生活空間を指しており、本件商品①は、屋内の生活空間において使用することで、商品から発生する二酸化塩素により、身の回りの空間に浮遊するウイルスや菌が除去・除菌されると認識するものと認められる。

この点につき、審査請求人は、「※当社試験にて、1 m³の密閉空間で二酸化塩素により特定の『ウイルス・菌』の除去試験を実施。」など、本件表示1の⑤ないし⑧の表示からは、屋外や屋内であっても空気の流れが激しい場所等では効果が全く期待できず、日常生活空間においては効果があまり期待できない場合も往々にしてあるといった認識が生じるものであると主張する。

しかし、⑤や⑥で表示された二酸化塩素に関する自社試験の内容などについては、①や②の表示と比較して小さい文字サイズで表示するなどしており、訴求効果が乏しい。また、⑤や⑥の表示により、1 m³の密閉空間における試験の結果からどのような効果が保証されるのかという点を説明する記載はないのであるから、本件商品①の仕組みや、当該試験の目的及び内容の詳細を知らないことが通常である一般消費者が、当該記載から直ちに、本件商品①は1 m³の密閉試験空間に限って効果が得られるものであり、日常生活空間において利用する場合には効果があまり期待できないとの認識を有するということができない。むしろ、本件商品①が身に着けて使用する商品であることや、「用途：室内」、「屋内

専用」という用語が、その広狭について特段注記されることなく使用されていることからすれば、上記の試験によって、身の回りの空間に浮遊するウイルスや菌が除去・除菌される効果を実証されていると認識するものと認めるのが相当である。

なお、審査請求人は、アンケート調査結果によって、本件表示1に関する一般消費者の認識が審査請求人主張のとおりであることが裏付けられると主張するが、「設置していれば、空間が除菌されて設置した場所のウイルス・菌が多少減少する」を選択した者が442名（44.1%）存在するものの、「多少減少する」との用語は一義的でないから、「日常生活空間においては効果があまり期待できない場合も往々にしてある」との認識を有しているとはいえない。むしろ、「設置しても、空間が除菌されて設置した場所のウイルス・菌が減少することはない」を選択した者が154名（15.4%）にとどまることからすると、多くの一般消費者は、設置する場所のウイルス・菌が減少するとの認識を抱いたことがうかがわれる。

したがって、本件商品①については、処分庁が認定したとおりの表示があったと認められる。

(イ) 自社ウェブサイトの表示について

審査請求人は、本件商品①について、自社ウェブサイトにおける表示と商品パッケージにおける表示との間には大きな相違がないとして、自社ウェブサイトの「あたかも表示」の認定についても、商品パッケージの「あたかも表示」の認定の違法性に係る主張がそのまま当てはまると主張しているようである。

しかし、両者には、表示内容の他、表示の位置やサイズ、色等数多くの点に相違が見られるところ、審査請求人は、両者に相違がないことについて具体的な主張を一切していないため、審査請求人の主張には理由がない。

ウ 本件商品②に係る表示について

本件商品②も、スーパーマーケットやドラッグストア、ECサイトにおいて、一般消費者を主たる対象として販売される商品である。このような一般消費者を対象とした場合、本件表示2（第1の4（1）ア（イ）参照）のうち、①「空間除菌」、②「二酸化塩素のパワーで ウイルス除去・除菌」などとの表示からは、本件商品②は空間に浮遊するウイルスや菌を除

去・除菌するものであると認識するものと認められ、また、本件商品②が書類やノートに挟むクリップの形態を有していることから、「空間」とは、本件商品①と同様、日常空間、生活空間を指し、④「用途：室内」、⑦⑧「屋内専用」、「屋外や空気の流れが激しい場所では、効果が期待できません。」などという表示からは、本件商品②は、屋内の生活空間において使用することで、商品から発生する二酸化塩素により、身の回りの空間に浮遊するウイルスや菌が除去・除菌されると認識するものと認められる。

この点につき、審査請求人は、「※当社試験にて、1 m³の密閉空間で二酸化塩素により特定の『ウイルス・菌』の除去試験を実施。」など、本件表示2の⑤ないし⑧の表示からは、屋外や屋内であっても空気の流れが激しい場所等では効果が全く期待できず、日常生活空間においては効果があり期待できない場合も往々にしてあるといった認識が生じるものであると主張するが、本件商品①と同様、これらの表示は、一般消費者において、本件商品②の効果が限定的であるとの認識を抱かせるものではない。

また、本件商品②に係る自社ウェブサイトの表示についても、上記イ)のとおりである。

したがって、本件商品②については、処分庁が認定したとおりの表示があったと認められる。

エ 本件商品③に係る表示について

本件商品③も、スーパーマーケットやドラッグストア、ECサイトにおいて、一般消費者を主たる対象として販売される商品である。このような一般消費者を対象とした場合、本件表示3（第1の4（1）ア（ウ）参照）のうち、①「空間除菌」、②「二酸化塩素のパワーで ウイルス除去・除菌」などとの表示からは、本件商品③は空間に浮遊するウイルスや菌を除去・除菌するものであると認識するものと認められ、「空間」とは、日常空間、生活空間を指し、④「●用途：室内」、⑧「●屋内専用」、「屋外や空気の流れが激しい場所では、効果が期待できません。」などという表示からは、本件商品③は、屋内の生活空間において使用することで、商品から発生する二酸化塩素により、空間に浮遊するウイルスや菌が除去・除菌されると認識するものと認められる。

この点につき、審査請求人は、「※当社試験にて、人のいない密閉空間で二酸化塩素により特定の『浮遊ウイルス・浮遊菌』の除去試験を実施。」など、本件表示3の⑥ないし⑨の表示からは、屋外や屋内であっても空気

の流れが激しい場所等では効果が全く期待できず、日常生活空間においては効果があまり期待できない場合も往々にしてあるといった認識が生じるものである旨主張するが、本件商品①と同様、これらの表示は、一般消費者において、本件商品③の効果が限定的であるとの認識を抱かせるものではない。

また、本件商品③に係る自社ウェブサイトの表示についても、上記イ(イ)のとおりである。

したがって、本件商品③については、処分庁が認定したとおりの表示があったと認められる。

オ 本件商品④に係る表示について

本件商品④も、スーパーマーケットやドラッグストア、ECサイトにおいて、一般消費者を主たる対象として販売される商品である。このような一般消費者を対象とした場合、本件表示4（第1の4（1）ア（エ）参照）のうち、①「空間除菌」、②「二酸化塩素のパワーで ウイルス除去・除菌」などとの表示からは、本件商品④は空間に浮遊するウイルスや菌を除去・除菌するものであると認識するものと認められ、「空間」とは、日常空間、生活空間を指し、④「●用途：室内」、⑧「●屋内専用」、「屋外や空気が激しい場所では、効果が期待できません。」などという表示からは、本件商品④は、屋内の生活空間において使用することで、商品から発生する二酸化塩素により、空間に浮遊するウイルスや菌が除去・除菌されると認識するものと認められる。

この点につき、審査請求人は、「●当社試験にて、25m³（6畳相当）の密閉空間で二酸化塩素により特定の『浮遊ウイルス・浮遊菌』の除去試験を実施しております。」など、本件表示4の⑥ないし⑨の表示からは、屋外や屋内であっても空気が激しい場所等では効果が全く期待できず、日常生活空間においては効果があまり期待できない場合も往々としてあるといった認識が生じるものであると主張するが、本件商品①と同様、これらの表示は、一般消費者において、本件商品④の効果が限定的であるとの認識を抱かせるものではない。

また、本件商品④に係る自社ウェブサイトの表示についても、上記イ(イ)のとおりである。

したがって、本件商品④については、処分庁が認定したとおりの表示があったと認められる。

(2) 本件資料提出要求の対象となった表示に関する事実誤認

審査請求人は、本件措置命令書の2(4)イにおいて、「あたかも表示」に対して本件資料提出要求があったと認定されているところ、そのような事実はなく事実誤認である旨主張するが、この主張は、本件措置命令書の「前記アの表示」が何を指すのかという審査請求人による捉え方の問題に過ぎないものであって処分庁に事実誤認があったか否かとは無関係と思われる。それを措いても、本件措置命令書の2(4)アは、審査請求人がした表示そのものを示す記載を中心として構成されている。さらに、同イの第2段落では、「前記アの表示」と一般消費者が当該「表示から受ける本件4商品の効果に関する認識」とが区別されているところ、同イの第2段落にいう「一般消費者が前記アの表示から受ける本件4商品の効果に関する認識」は同アの「あたかも表示」に係る認識を指し、同イにいう「前記アの表示」は、審査請求人がした表示そのものを指すものと理解するのが自然かつ合理的である。

以上から、処分庁の判断に審査請求人が主張するような事実誤認があったとは到底認められない。

2 本件資料提出要求の違法性

景品表示法施行規則7条1項2号は、資料提出要求書に「資料の提出を求める表示」を記載すべき旨定めているにとどまり、当該表示の示す意味内容について資料提出要求書に記載しなければならないとする法令上の根拠は見当たらない。

この点、審査請求人は、資料提出要求において「あたかも表示」が示されなければ、当該要求を受けた事業者において何を根拠として提出すればよいか不明確となるから、事業者に過剰な負担を生じさせると主張する。

しかし、顧客誘引力を高めるために自ら商品の効果や性能等につき優良性を強調する表示をした事業者としては、表示の内容全体から受ける印象ないし認識に対応した合理的な根拠資料をあらかじめ有しているべきである。このように、事業者としては、顧客誘引力を考慮しつつ、自ら有する合理的な根拠資料の内容を前提として、実際のものよりも著しく優良となることや、事実と相違することがないように当該表示の内容全体から一般消費者がどのような印象ないし認識を受けるかについても、自らの責任により把握すべきものであるから、資料提出要求において「あたかも表示」が示されていなかったとしても、個々の表示が適切に記載されていれば、事業者に過剰な負担

を課すことにはならないというべきである。

また、審査請求人は、資料提出要求において「あたかも表示」が示されなければ、事業者にとって不意打ちとなり手続保障に欠ける旨主張するが、処分庁が審査請求人に対してした弁明の機会の付与に係る通知には、処分庁が認定した「あたかも表示」の内容も記載されているから、審査請求人は、弁明の機会の付与の手続において、「あたかも表示」に関する認定を争うことが可能であって、実際に審査請求人は、「あたかも表示」の認定を争う内容の弁明書を提出していることが認められる。そうすると、資料提出要求において「あたかも表示」が示されなかったとしても、そのことによって、直ちに審査請求人の手続保障が失われることにはならない。

以上より、「資料の提出を求める表示」（景品表示法施行規則7条1項2号）としては商品パッケージ等に記載された個々の表示を記載すれば足り、「あたかも表示」を記載しなければならないと解すべき理由はなく、本件資料提出要求は適法である。

3 本件提出資料が合理的な根拠を示す資料であるとは認められないこと

(1) 「合理的な根拠」の判断枠組み

ア 「合理的な根拠を示す資料」（景品表示法7条2項）と認められるためには、「提出資料が客観的に実証された内容のものであること」（要件1）及び「表示された効果、性能と提出資料によって実証された内容が適切に対応していること」（要件2）を満たす必要がある（不実証広告規制ガイドライン第3の1）。

イ 要件1の考え方について

要件1の客観的に実証された内容のものとは、①試験・調査によって得られた結果、②専門家、専門家団体若しくは専門機関の見解又は学術文献のいずれかに該当するものをいう。

上記①を表示の裏付けとなる根拠として提出する場合、当該試験又は調査の方法は、表示された商品・サービスの効果、性能に関連する学術界若しくは産業界において一般的に認められた方法又は関連分野の専門家多数が認める方法によって実施する必要があり、これらの方法が存在しない場合には、当該試験・調査は社会通念上及び経験則上妥当と認められる方法で実施する必要がある。

上記②を表示の裏付けとなる根拠として提出する場合、その見解又は学術文献は、(i) 専門家等が、専門的知見に基づいて当該商品・サービス

の表示された効果、性能について客観的に評価した見解又は学術文献であって、当該専門分野において一般的に認められているもの、又は(ii) 専門家等が、当該商品・サービスとは関わりなく、表示された効果、性能について客観的に評価した見解又は学術文献であって、当該専門分野において一般的に認められているものといえる必要がある。

ウ 要件2の考え方について

要件2の「表示された効果、性能」とは、文章、写真、試験結果等から引用された数値、イメージ図、消費者の体験談等を含めた表示全体から一般消費者が認識する効果、性能である。

「表示された効果、性能」と「提出資料によって実証された内容」が適切に対応していないために要件2を充足しない例としては、「家屋内の害虫を有効に駆除する」と表示する家庭用害虫駆除器について、事業者から提出された試験結果は、試験用のアクリルケース内において、当該機器によって発生した電磁波が害虫に対して一時的に回避行動を取らせることを確認したものにすぎず、人の通常の居住環境における実用的な害虫駆除効果があることを実証するものではなかったという事例が挙げられる。

エ 不実証広告規制ガイドラインが示す基準をもって合理的根拠資料の判断基準とすること

不実証広告規制ガイドラインが示す基準は、事業者は自ら販売する商品等について一般消費者と比べて多くの情報を有している上、自ら表示を行っている以上、当該表示が景品表示法5条1号に規定する不当表示に該当しないことを証明する程度の資料の提出を求めても公平の観念に反しないこと等に照らし、景品表示法7条2項の解釈として妥当なものであって、不実証広告規制ガイドラインが示す基準を満たさない場合には、特段の事情がない限り、合理的根拠資料に該当しないものというべきであるとされ、裁判所においても、合理的根拠資料の判断基準として採用されている。

(2) バクテリオファージ液を用いた本件商品①及び本件商品②の試験報告書(本件回答書別添1)並びに表皮ブドウ球菌液を用いた本件商品①及び本件商品②の試験報告書(本件回答書別添2)

本件回答書別添1及び本件回答書別添2における試験は、1 m³の密閉容器内において、エイジング用顆粒剤の使用によって二酸化塩素濃度を高め、かつ、試験で設置したウイルス以外の菌やウイルスが一切存在しない状態で行われたものであり、本件商品①及び本件商品②を実際に使用する日常

の生活空間とは大きくかけ離れた条件で実施されている。

また、これらの試験では、バクテリオファージ液又は表皮ブドウ球菌液をシャーレに入れ、いずれも密閉空間の底部に設置して長時間に及び暴露実験が行われており、このような試験条件では、空間に浮遊するウイルスや菌を、除去又は除菌したものと評価することもできない。

したがって、本件回答書別添1及び本件回答書別添2は、身の回りの空間に浮遊するウイルスや菌を除去又は除菌する効果があることを実証するものとはいえ、要件2を欠くから、要件1について検討するまでもなく、合理的根拠とは認められない。

(3) C病院の医師による他社の二酸化塩素放出商品を使った試験報告書（本件回答書別添3）

この試験の結果は、二酸化塩素ガスの暴露により「インフルエンザ様疾患の発生を減じる可能性が示唆された」との結論にとどまっており、確定的知見とは認められない。この試験に対して、ウイルス研究の専門家であるH研究室のI室長は、「介入と非介入の割り振りが不十分かつ介入期間が生活時間の一部に過ぎず、測定した介入環境のCLO₂ガス濃度も不明あるいは測定していても0.005から0.02ppmという極めて低く、結果の解釈には注意が必要である。」との指摘を行っており、この試験内容は、試験・調査によって得られた結果とも、専門家、専門家団体若しくは専門機関の見解又は学術文献であるとも認めがたいから、要件1を欠く。

また、この試験は、他社の商品を使用して実施したものであって、本件4商品の効果を実証した試験とはいえ、要件2を欠き、合理的根拠とは認められない。

(4) インフルエンザウイルスが有するヘマグルチニンタンパクと二酸化塩素の反応実験（本件回答書別添4）

この報告書は、二酸化塩素一般の理論を示しているにすぎず、二酸化塩素の当該作用が日常生活のどのような条件下において生じるかは示されておらず、本件4商品の効果を実証した試験とはいえない。

したがって、本件回答書別添4は要件2を欠くから、要件1について検討するまでもなく、合理的根拠とは認められない。

(5) 二酸化塩素ガス発生機序の化学式（本件回答書別添5）

本件回答書別添5は、二酸化塩素ガスが発生する機序を表した化学式にすぎず、本件4商品の効果を実証したものではない。

したがって、本件回答書別添5は要件2を欠くから、要件1について検討するまでもなく、合理的根拠とは認められない。

(6) E法人ウェブページ（本件回答書別添6）

本件回答書別添6は、二酸化塩素に関する一般論を述べているにすぎず、本件4商品の効果を具体的に検証したものとはいえない。

したがって、本件回答書別添6は要件2を欠くから、要件1について検討するまでもなく、合理的根拠とは認められない。

(7) 本件商品①の拡散実験（本件回答書別添7）

この試験は、密閉された1 m³という狭小なチャンバー内に本件商品①を設置した場合の二酸化塩素濃度を測定したものであり、本件商品①を実際に使用する日常生活空間とは環境が大きくかけ離れた条件で実施されたものである。

したがって、本件回答書別添7は、本件商品①が日常生活空間において発生させる二酸化塩素濃度を証明するものではないため、要件2を欠くから、要件1について検討するまでもなく、合理的根拠とは認められない。

(8) 塩素発生剤を用いた二酸化塩素ガス発生量実験（本件回答書別添8）

この試験は、3種類の塩素発生剤それぞれ20 gを瓶に入れたこと及び二酸化塩素ガスの発生量はヨウ素滴定法により測定したことの2点以外試験条件が一切不明である。

したがって、本件回答書別添8は、審査請求人が実施した状況不明の試験下において二酸化塩素ガスが発生したことを明らかにするものにすぎず、本件商品①が日常生活空間において発生させる二酸化塩素濃度を証明するものではないため、要件2を欠くから、要件1について検討するまでもなく、合理的根拠とは認められない。

(9) デイサービス施設等における本件商品②ないし④の設置事例（本件回答書別添9）

この試験は、前年度の該当期間における各センターにおける職員・利用者の数、インフルエンザ流行状況といった背景因子となりうる事項に差異がないか、商品が設置された部屋の広さ、換気状況、人の出入り状況等が不明であって、本報告書においても、「サンプル数や使用シーンの統一など統計学的に検討する上ではデータが不足している」と指摘されている。

また、本報告書には、罹患率が減少した大きな要因の一つとして「インフルエンザの対策意識が向上し、日常生活での手洗い、うがいなどの対策

頻度が増えた」と考えられる旨記載があるところ、少なくとも、手洗いについては、流水によるすすぎのみでも100分の1程度にウイルスの量が減少する旨の研究が存在する。

以上からすると、本報告書からは、本件商品②ないし④によって、身の回りの空間（又は空間）に浮遊するウイルスや菌が除去又は除菌され、インフルエンザ罹患者数が減少したかどうかの因果関係は明らかではない。したがって、本件回答書別添9は要件2を欠くから、要件1について検討するまでもなく、合理的根拠とは認められない。

(10) 本件商品②による拡散試験（本件回答書別添13）

この試験は、密閉された1m³という狭小なチャンバー内に本件商品②を設置した場合の二酸化塩素濃度を測定したものであり、本件商品②を実際に使用する日常の生活空間とは環境が大きくかけ離れた条件で実施されたものである。

したがって、本件回答書別添13は、本件商品②が日常生活空間において発生させる二酸化塩素濃度を証明するものではなく、要件2を欠くから、要件1について検討するまでもなく、合理的根拠とは認められない。

(11) バクテリオファージ液を用いた本件商品③の試験報告書（本件回答書別添14）

この試験は、25m³の密閉空間において、エイジング用顆粒剤の使用によって二酸化塩素濃度が高められた状態で行われており、本件商品③を実際に使用する環境とは大きくかけ離れた条件で実施されたものである。また、二酸化塩素濃度について触れられておらず、浮遊粒子数の推移が本件商品③の効果によるものなのかも不明である。

したがって、本件回答書別添14は、日常生活空間における本件商品③の効果を実証するものではなく、要件2を欠くから、要件1について検討するまでもなく、合理的根拠とは認められない。

(12) 黄色ブドウ球菌液を用いた本件商品③の試験報告書（本件回答書別添15）

この試験は、25m³の密閉空間という、外部との空気の流れが生じない環境において実施されているところ、当該環境は、本件商品③を実際に使用する日常の生活空間とはかけ離れている。

したがって、本件回答書別添15は要件2を欠くから、要件1について検討するまでもなく、合理的根拠とは認められない。

(13) 本件商品③の試験報告書（本件回答書別添16）

この報告書では「より実空間に近い25 m³の実験空間での試験」と記載されているのみで、実験室における換気の状態、温度、湿度、人の出入り等の試験条件の詳細は記載されておらず、何をもって「実空間」と設定したものが不明である。

また、この実験では、二酸化塩素が実験室内に拡散した事実が明らかになるのみであり、日常の生活空間において二酸化塩素によってウイルスの量が減少することまでを実証するものではない。

したがって、本件回答書別添16は要件2を欠くから、要件1について検討するまでもなく、合理的根拠とは認められない。

(14) 本件商品③による空中浮遊菌に対する効果の実証試験（本件回答書別添17）

本件回答書別添17には、「空調はオフ」、「人の入退室は多少あり」との記載はあるものの、審査請求人社長室における換気の状態、温度、湿度、人の出入り等試験条件の詳細が不明であり、どのような条件下をもって「実空間に近い部屋」であるとしたのか、日常の生活空間と類似する環境であるのか判断できない。また、対照が設定されていないため、本件回答書別添17で報告されている浮遊菌数の推移が、本件商品③の効果によるものか確認することができない。

したがって、本件回答書別添17は、要件1を欠くため、合理的根拠資料とはならず、本件回答書別添14ないし16の試験の合理性を裏付けるものともならない。

(15) ウイルス液を用いた本件商品④の試験結果報告書（本件回答書別添20）

この試験は、25 m³の密閉チャンバー内で実施されているところ、当該環境は、本件商品④を実際に使用する日常の生活空間とはかけ離れている。

したがって、本件回答書別添20は要件2を欠くから、要件1について検討するまでもなく、合理的根拠とは認められない。

(16) 菌液を用いた本件商品④の試験結果報告書（本件回答書別添21）

この試験は、25 m³の密閉チャンバー内で実施されているところ、当該環境は、本件商品④を実際に使用する日常の生活空間とはかけ離れている。

したがって、本件回答書別添21は要件2を欠くから、要件1について検討するまでもなく、合理的根拠とは認められない。

(17) 本件商品④の実証試験（本件回答書別添23）

本件回答書別添23は、12畳相当のアルミ内装がされた工場の一室を密閉し、本来は、6畳から12畳を適応目安とする本件商品④を10個設置した状態で実験を行っており、本件商品④を実際に使用する環境とは大きくかけ離れた条件で実施されたものである。

また、この試験では温湿度が不明であり、どのような状態下において二酸化塩素が発生したのかも明らかではない。

したがって、本件回答書別添23は要件2を欠くから、要件1について検討するまでもなく、合理的根拠とは認められない。

(18) 本件審査請求の申立後に提出した資料

本件商品③の浮遊菌に対する除去性能及び薬効持続性に関する報告書（甲3号証の19）及び本件商品③のインフルエンザウイルスに対する死滅効果等に関する報告書（甲3号証の20）は、本件回答書の添付資料には含まれていなかったため、これらの資料の存在は、合理的根拠資料には当たらず、景品表示法7条2項の適用の可否を左右するものではないが、念のため検討すると、これらの試験は、いずれも本件商品③を実際に使用する環境とは大きくかけ離れた条件で実施されたものであり、日常生活空間での使用を前提とする本件商品③の効果を実証するものとはいえず、本件表示1ないし4の裏付けとなるものとはいえない。

(19) 以上のとおり、審査請求人が提出した資料は、いずれも本件各表示に関する本件4商品の効果及び性能の裏付けとなる合理的根拠とは認められず、景品表示法7条2項に規定する「裏付けとなる合理的な根拠を示す資料」には該当しないことから、「当該事業者が当該資料を提出しないとき」に該当する。

4 本件措置命令書の理由の不備

(1) 本件4商品については、上記1(1)のとおり、その表示全体から、その効果、性能について、室内において本件4商品を用いることで、当該商品から発生する二酸化塩素の作用により、身の回りの空間（又は空間）に浮遊するウイルスや菌が除去又は除菌されるという効果を示すものと認めるところ、本件措置命令書には、審査請求人がそのような効果を示す表示を行った事実及びそれが景品表示法5条1号の優良誤認表示に該当する旨記載されていることからすれば、本件措置命令の原因となる事実関係は本件措置命令書の記載自体から了知可能である。

なお、本件4商品の商品パッケージ及び自社ウェブサイトには、ウイルス・菌の除去能力の程度について訴求する表示が認められない一方で、例えばテレビコマーシャルにおける表示については、除去能力の程度にまで言及されていることなど対比すれば、本件4商品の商品パッケージ及び自社ウェブサイトにおける表示について除去能力の程度が問題とされていないことは、本件措置命令書の記載自体から容易に了知可能である。

したがって、ウイルス・菌の除去能力の具体的な程度が明らかにされていなくとも、理由付記の程度として不十分であるとは認められない。

- (2) 処分庁は、本件措置命令書において、審査請求人が商品パッケージ等に表示した内容を、別表を付すなどして具体的に記載した上で、審査請求人が提出した資料が、本件各表示の裏付けとなる合理的根拠資料であるとは認められない旨本件措置命令の理由を提示している。そして、不実証広告規制ガイドラインは、「合理的な根拠」の判断基準として、要件1及び要件2を満たす必要がある旨明記し、公表されているのであるから、不実証広告規制ガイドラインの内容、処分庁が具体的に示した本件各表示の内容及び本件提出資料の内容を踏まえれば、本件措置命令書の記載内容自体から、本件提出資料が本件各表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないと判断された理由が、不実証広告規制ガイドラインの要件1及び要件2の一方又は双方に適合しないとされたものであることを、審査請求人において容易に認識することができるものというべきである。

さらに、事業者が当該商品等について効果や性能の優良性を示す表示を行う場合には、あらかじめ合理的根拠資料を備えた上で、これに基づいて表示を行う必要があるのであって、事業者においては、当該商品等に関する情報の取得や集積が容易な立場にあり、知識、判断力等において一般消費者に優ることも踏まえれば、事業者が自ら提出した資料について、不実証広告規制ガイドラインの要件1及び要件2を満たしていることを説明することに特段の支障を伴うものとはいえず、本件措置命令書において、本件提出資料が本件各表示の裏付けとなる合理的根拠資料ではないと認定した理由まで示されていなかったとしても、審査請求人の不服申立ての便宜の観点から、所要の理由提示の程度として欠けるところがあったとはいえないとみるのが相当である。

したがって、本件措置命令書において、本件提出資料が本件各表示の裏

付けとなる合理的根拠資料ではないと認定した理由まで摘示されていなかったとしても、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとの行政手続法14条1項本文の趣旨が没却されるものとはいえない。

5 平等原則違反

- (1) 景品表示法7条1項は、景品表示法5条に違反する不当表示行為があるときは、消費者庁長官が事業者に対して措置命令を発することができるとしており、処分庁がこの権限を行使して措置命令を発するか否か、発する場合にどのような内容の措置命令を発するかについては、処分庁に広範な裁量権が与えられているものである。

したがって、個々の措置命令が他の事業者との関係で平等原則違背として違法となるのは、処分庁が、処分の相手方である事業者以外の違反行為をした事業者に対しては当初から行政処分をする意思がなく処分の相手方である事業者に対してのみ差別的意図をもって当該行政処分をしたような場合などに限られると解すべきである。

- (2) まず、審査請求人は、空間除菌剤の商品パッケージにおいて、「空間除菌」、「ウイルス除去」、「空間中の菌やウイルスを除去」等と表示することは一般的で、一般消費者において著しい優良性を認識させる表現ではない旨主張するが、上記1(1)のとおり、本件4商品については、景品表示法5条1号に規定する「商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示す表示であると認められる以上、この主張は前提を欠く。

次に、審査請求人は、他社の空間除菌剤にも同一、類似の表示が認められ、他社の製品についてのこれらの表示には特段の処分がなされていないにもかかわらず、本件4商品については措置命令が行われることは平等原則に反する旨主張する。この点、処分庁が提出した証拠によれば、処分庁は、審査請求人以外にも、少なくとも1件については、商品パッケージ等に「ウイルス除去」等の表示を行った事案について、措置命令を行ったことがうかがわれることから、処分庁が「処分の相手方である事業者以外の違反行為をした事業者に対しては当初から行政処分をする意思がなく処分の相手方である事業者に対してのみ差別的意図をもって当該行政処分をした」とは認められない。

その他、本件措置命令に関して、処分庁において裁量権の逸脱、濫用となるような事情は認められない。

- 6 以上によれば、本件措置命令に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求には理由がないから、棄却されるべきである。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

本件の審理員の審理手續については、特段違法又は不当と認められる点はない。

2 本件措置命令の適法性及び妥当性について

(1) 本件措置命令は、景品表示法7条1項に基づく措置命令であり、処分庁は、審査請求人に対し、本件各表示について、景品表示法5条1号が禁止する優良誤認表示に該当するかどうかの判断に必要があると認めて、景品表示法7条2項に基づき本件各表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、本件各表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料が提出されなかったとして、景品表示法5条1号が禁止する優良誤認表示に該当するとみなし、景品表示法7条1項により措置命令をしたものである。

(2) 本件4商品に係る商品パッケージ及び自社ウェブサイトの表示（以下「本件表示」という。）から一般消費者が認識する意味内容についてはいかなるものか

景品表示法5条1号による不当表示の禁止は、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を確保するためのものであるから、「実際のものよりも著しく優良である」と示す表示に該当するかどうかは、一般消費者が当該表示内容全体から受ける印象・認識を基準として判断されるべきものである。

本件表示をみると、本件4商品の商品パッケージにはそれぞれの商品の使用方法として「ストラップタイプ」（本件商品①）、「マグネットクリップタイプ」（本件商品②）、「電動拡散ファン」（本件商品③）、「吊下げタイプ」（本件商品④）との表示がされ、いずれの商品についても「空間除菌」、「二酸化塩素のパワーで」、「ウイルス除去・除菌」の記載が目立つように表示されている。自社ウェブサイトにはこれらのパッケージの画像のほか「パーソナル空間のウイルス除去・除菌に」（本件商品①及び②）、「空気より重い二酸化塩素をファンの力で拡散！しっかりウイルス除去・除菌・消臭」、「拡散した二酸化塩素がウイルス・菌を除去！」（本件商品③）、「掛けやすいフック付きのウイルス除去・除菌・

消臭」、「高所から自然拡散させる吊下げタイプ いろんな場所に設置してウイルスを除去します。」（本件商品④）等の記載が目立つように表示されている。

これらの表示の内容全体から一般消費者が認識する意味内容は、本件4商品の使用によって、二酸化塩素の効果によりウイルスが除去、除菌されるというものであると認められ、本件表示は本件4商品の優良品性を強調するものであり、表示された優良品性は一般消費者が本件4商品を選択する誘因となり得るに十分である。

審査請求人は、「当社試験にて、1 m³の密閉空間で二酸化塩素により特定の『ウイルス・菌』の除去試験を実施。」、「屋内専用です。屋外や空気の流れが激しい場所では効果が期待できません。」、「利用環境により、成分の広がり、使用期間は異なります。また、全てのウイルス・菌に対して効果があるわけではありません。」等の表示があるので、1 m³の密閉空間においてはウイルス・菌の除去効果が確認されているものの、屋外や屋内であっても空気の流れが激しい場所等では効果が全く期待できず、日常生活空間において効果があまり期待できない場合も往々にしてあるといった認識を生じるものである旨主張している。

しかし、審査請求人の指摘するこれらの表示は、上記の「空間除菌」、「二酸化塩素のパワーで」、「ウイルス除去・除菌」との目立つ表示に比して文字サイズが著しく小さく、目立たないものとなっている上、審査請求人の指摘するこれらの表示が、「空間除菌」、「二酸化塩素のパワーで」、「ウイルス除去・除菌」との表示によってもたらされる認識、すなわち、屋内の生活空間において使用することで、本件4商品から発生する二酸化塩素により、身の回りの空間に浮遊するウイルスや菌が除去・除菌されるとの認識を打ち消し、本件4商品は1 m³の密閉空間においてのみ効果が期待できるとの認識となるとは考えられない。

(3) 本件資料提出要求は適法か

処分庁は、本件各表示が景品表示法5条1号の優良誤認表示に該当するかどうかの判断に必要であるとして、資料の提出を求めたものであるが、審査請求人は「個々の表示」と「あたかも表示」とは異なるとして、資料の提出を求める表示として「個々の表示」のみ記載し「あたかも表示」が記載されていないのは違法であり、事業者が何を根拠として資料を提出すればよいのか不明確となるから事業者に過剰な負担を生ぜしめ不意打ちと

なる旨主張する。

景品表示法7条2項に基づき提出を求める資料は、「当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料」であり、「表示」とは、顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給する商品等に関する事項について行う広告その他の表示（景品表示法2条4項）と定義されている。したがって、個々の表示を「資料の提出を求める表示」として記載することに違法はない。

審査請求人のいう「あたかも表示」とは、一般消費者が表示内容全体から受ける印象・認識を基準として認定される表示の意味内容であり、著しく優良であることを示す意味内容を指すと解されるが、本件において資料の提出を求める表示として記載された個々の表示は、全体として著しく優良であることを示す表示を構成するものであり、これらの個々の表示を全体としてみると、著しく優良であるとの印象・認識となるものである。すなわち、個々の表示と「あたかも表示」は密接に関連しているものである。

そもそも事業者は、当該表示の内容全体から一般消費者がどのような印象ないし認識を持つかについて把握すべきものであり、表示の内容全体から受ける印象ないし認識に対応した合理的な根拠資料をあらかじめ有しているべきであって、このことを前提として、「資料の提出を求める表示」として個々の表示が記載されているのであるから、事業者に対する不意打ちとなったり過剰な負担を求めたりするものではない。

以上により、本件資料提出要求に違法はない。

(4) 本件提出資料は本件表示の裏付けとなる合理的根拠を示す資料か

景品表示法7条2項の「当該資料を提出しないとき」とは、事業者が提出した資料が合理的な根拠を示すものと認められないときも含むと解される。

不実証広告規制ガイドラインは、事業者から提出された資料が表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものと認められるためには、①提出資料が客観的に実証された内容のものであること（要件1）、②表示された効果、性能と提出された資料によって実証された内容が適切に対応していること（要件2）の二つの要件を満たす必要があるものとし、要件1を満たすのは、試験・調査によって得られた結果、又は専門家等の見解若しくは学術論文のいずれかに該当するものとしているが、判断基準として適切な

ものであるといえる。

処分庁及び審査庁は、審査請求人から提出された本件提出資料について検討を行い、要件1ないし要件2に該当しないと、以下のように判断を行っている。

本件4商品についての試験結果として提出された試験報告書（本件回答書別添1、2、7、8、13、14、15、16、20、21及び23）については、本件4商品を実際に使用する日常の生活空間とは大きくかけ離れた条件で実施された試験であって、上記要件2を欠く。商品Jを使用した試験報告書（本件回答書別添3）は確定的な結論に至っておらず、かつ商品Jという別商品を使用した試験であって要件1も要件2も欠く。デイサービス施設等における本件商品②ないし④の設置事例の報告書（本件回答書別添9）は統計学的に検討する上ではデータ不足であり、本件商品②ないし④の使用によってインフルエンザ罹患者数が減少したかの因果関係も不明であって要件2を欠く。本件商品③による日常生活空間の空中浮遊菌に対する効果の実証実験の報告書（本件回答書別添17）は、試験に使用した室内空間の諸条件が不明であり日常生活空間と類似するのかわ判断できず、また対照が設定されていないので浮遊菌数の推移が本件商品③の効果によるのかわ確認できず、要件1を欠く。また、本件回答書別添4、5及び6として提出された資料は、二酸化塩素に関する一般論等にすぎないので、要件2を欠く。

以上の判断に不合理な点はなく、これらの資料が本件表示の裏付けとなる合理的な根拠とは認められないとした審査庁の判断は妥当である。

(5) 処分の理由の記載に不備はあるか

行政手続法14条1項本文が、行政庁が不利益処分をする場合に同時にその理由を名宛人に示さなければならないとしているのは、名宛人に直接に義務を課し又はその権利を制限するという不利益処分の性質に鑑み、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人に知らせて不服申立てに便宜を与える趣旨であると解され、同項本文に基づいてどの程度の理由を提示すべきかは、上記のような同項本文の趣旨に照らし、当該処分の規定内容、当該処分に係る処分基準の存否及び内容並びに公表の有無、当該処分の性質及び内容、当該処分の原因となる事実関係の内容等を考慮してこれを決定すべきものと解するのが相当である（最高裁判所平成23年6月7日第三小法廷判決・民集65

卷4号2081頁参照)。

提示すべき理由の内容及び程度は、いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して処分がされたのかを、処分の相手方においてその記載自体から了知しうるものでなければならない(最高裁判所昭和60年1月22日第三小法廷判決・民集39巻1号1頁参照)。

本件措置命令書においては、本件各表示について、表示媒体、表示期間及び表示内容が具体的に示され、これが、あたかも本件4商品を使用すれば本件4商品から発生する二酸化塩素の作用により身の回りの空間に浮遊するウイルスや菌が除去又は除菌される等の効果が得られるかのよう示す表示であることが示されている。

そして、本件措置命令書には、処分庁が景品表示法7条2項の規定に基づき、審査請求人に対して表示の裏付けとなる合理的根拠資料の提出を求めたが、審査請求人が提出した資料は当該表示の裏付けとなる合理的な根拠となる資料であるとは認められないこと、同項の規定により、景品表示法5条1号が禁止する表示とみなされることが記載されている。

そうすると、本件措置命令については、いかなる事実関係に基づき、いかなる法規を適用したのかは、その記載自体から了知できるものといえる。

そして、「合理的な根拠」の判断基準としては、①提出資料が客観的に実証された内容のものであること、②表示された効果や性能と提出資料によって実証された内容が適切に対応していること、という二つの要件を満たす必要がある旨明記された不実証広告規制ガイドラインが公表されているのであるから、審査請求人が提出した資料が本件各表示の裏付けとなる合理的な根拠となる資料ではないと判断された理由も了知できる。

なお、審査請求人は、本件措置命令書には、ウイルス・菌の除去能力の程度について本件表示がどのような表示をしたのかという事実関係についてその記載自体から了知し得る程度に明らかでない旨主張するが、本件4商品の商品パッケージ及び自社ウェブサイトにはウイルス・菌の除去能力の具体的な程度について訴求する表示は存在しないので、一般消費者は除去能力の程度について具体的な認識を有するものではなく、本件措置命令はこのような一般消費者の認識を前提としているのであるから、ウイルス・菌の除去能力の具体的な程度が明らかにされていなくても、理由付記の程度として不十分であるということとはできない。

以上により、本件措置命令の理由の記載については、理由付記として不十分ということとはできない。

(6) 平等原則違反

審査請求人は、他社の製品について類似の表示が行われているにもかかわらず、他社の製品についてのこれらの表示には特段の処分がなされていないとして、平等原則違反であるとの主張をしている。

個々の措置命令が他の事業者との関係で平等原則違背として違法となるのは、処分庁が処分の相手方である事業者以外の違反行為をした事業者に対しては当初から行政処分をする意思がなく処分の相手方である事業者に対してのみ差別的意図をもって当該行政処分をしたような場合などに限られると解すべきである。

審査庁の提出した資料によれば、本件表示と類似の表示を行った他の事業者に対して措置命令が出された事例は複数ある上、審査請求人に対してのみ差別的意図をもって本件措置命令が行われたことを示す事情は見当たらない。よって、審査請求人の主張は採用できない。

3 まとめ

以上によれば、本件措置命令が違法又は不当であるとはいえず、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	戸	谷	博	子
委	員	木	村	宏	政
委	員	交	告	尚	史

(別紙)

対象商品	表示期間	表示媒体	表示内容
本件商品 ①	令和2年9月 1日から令和 3年10月3 1日までの間	商品パッ ケージ	<ul style="list-style-type: none">・「空間除菌」・本件商品①を首から下げている人物の画像・「二酸化塩素のパワーで ウイルス除去・除菌※[□] 商品A ストラップタイプ」・「●用途：室内」・「特長」、「●内容成分と空気中の炭酸ガスが反応して二酸化塩素が発生します。」及び「●発生した二酸化塩素は酸化力で浮遊する菌やウイルスを除去します。」・本件商品①を首から下げている人物のイラストと共に、「④専用ストラップを首から掛けて使用してください。 ※[□]2」
	令和2年11 月1日から令 和3年10月 31日までの 間		<ul style="list-style-type: none">・「空間除菌」・「二酸化塩素のパワーで ウイルス除去・除菌※[□] 商品A ストラップタイプ」・「●用途：室内」・「特長」、「●内容成分と空気中の炭酸ガスが反応して二酸化塩素が発生します。」及び「●発生した二酸化塩素は酸化力で浮遊する菌やウイルスを除去します。」・本件商品①を首から下げている人物のイラストと共に、「④専用ストラップを首から掛けて使用してください。 ※[□]2」

<p>令和3年11月1日以降</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・「空間除菌※ [1 m³密閉試験空間]」 ・「二酸化塩素のパワーで ウイルス除去・除菌※ 商品A ストラップタイプ」 ・「特長」、「●内容成分と空気中の炭酸ガスが反応して二酸化塩素が発生します。」及び「●発生した二酸化塩素は酸化力で浮遊する菌やウイルスを除去します。※」 ・「●用途：室内」
<p>令和3年4月1日から同年9月13日までの間</p>	<p>自社ウェブサイト</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本件商品①の画像並びに「空間除菌」との記載と共に、本件商品①を首から下げている人物の画像及び「二酸化塩素のパワーで ウイルス除去・除菌※ 商品A ストラップタイプ」と表示された商品パッケージの画像 ・「適応目安～1 m³」 ・「ストラップを使って掛けて持ち運びができるストラップタイプ。お出かけ先でのパーソナル空間のウイルス除去・除菌※³に。」 ・「使用範囲 室内用（～1 m³）」 ・「特長 身の回り除菌※³に」 ・「おすすめの場所」並びに「学校・塾に」、「オフィスに」、「外出先に」及び「病院・施設に」との記載と共に、これらの場所のイラスト ・「持ち運びに便利なセーフティストラップ付」、「ストラップタイプは、専用ストラップを使った『首掛け』式を採用。小型コンパクトをコンセプト

		<p>に常に着用しても邪魔になりにくいです。」並びに「オフィス」及び「外出時」との記載と共に、本件商品①を首から下げている人物の画像</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本件商品①を首から下げている人物のイラストと共に、「専用ストラップを首から掛けて使用してください。」
令和3年9月21日以降		<ul style="list-style-type: none"> ・本件商品①の画像並びに「空間除菌※ [1 m³密閉試験空間]」及び「二酸化塩素のパワーで ウイルス除去・除菌※ 商品A ストラップタイプ」と表示された商品パッケージの画像 ・「適応目安～1 m³」 ・「ストラップを使って掛けて持ち運びができるストラップタイプ。パーソナル空間のウイルス除去・除菌※²に。」 ・「使用範囲 室内用 (～1 m³)」 ・「特長 身の回り除菌※²に」 ・「本製品の特長」、「●内容成分と空気中の炭酸ガスが反応して二酸化塩素が発生します。」及び「●発生した二酸化塩素は酸化力で浮遊する菌やウイルスを除去します。」
令和2年10月13日から同月19日までの間、同年11月4日から同月10日までの間、同年12月10	テレビコマーシャル	<ul style="list-style-type: none"> ・「ウイルス除去率99%*」との文字の映像及び多数の丸い物が浮遊している空間で手を広げている3人の人物の映像と共に、「ウイルス除去率99パーセント」との音声 ・「商品A® 豊富なラインナップ」との文字の映像及び本件商品①を含む商品Aシリーズの各商品の商品パッケージ

<p>日から同月 16 日までの間 及び令和 3 年 1 月 9 日から同月 15 日までの間</p>		<p>ジの映像と共に、「空間除菌商品 A」との音声</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「持ち運びに便利！」及び「商品 A[®]」との文字の映像、本件商品①を手に持っている人物の映像、本件商品①、本件商品②及び商品パッケージの映像と共に、「ポータブルタイプは人気ナンバーワン」及び「空間除菌商品 A」との音声
<p>令和 2 年 1 1 月 5 日から令和 3 年 1 0 月 1 8 日までの間</p>	<p>動画広告</p>	<p>同上</p>
<p>令和元年 1 2 月 1 0 日から令和 3 年 1 0 月 1 8 日までの間</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・「インフルエンザ」との文字の映像及びマスクをした人物の映像と共に、「毎年冬になると猛威を振るうインフルエンザ。シーズン中には、うがい、手洗い、マスク。予防にも気を遣っていることと思います」との音声、「もっとも多いのは 5～9 歳」及び「なんと 77% の罹患率」との文字の映像並びに「5-9 歳」、「77%」等の記載のある棒グラフの映像と共に、「2017 年から 18 年のインフルエンザの罹患者、最も多いのは 5 歳から 9 歳。なんと 77 パーセントの罹患率。学級閉鎖が多いのは罹患率の高さが原因です」との音声、白衣を着た人物が、横たわっている人物を見ている映像と共に、「重篤化し、入院される方は罹患率の高い 10 歳未満のお子様

		<p>23パーセント」との音声、「60代以上は64%の罹患率」との文字の映像及び円グラフの映像と共に、「そして、60代以上のシニアが64パーセントと非常に高くなっています」との音声、「インフルエンザに感染すると重篤化するリスクが高まります」との文字の映像及び円グラフの映像と共に、「年齢や病気により、免疫力が低下し、インフルエンザに感染すると、重篤化するリスクが高まります」との音声、蛇口の前で手を広げている人物の映像と共に、「うがい、手洗い、マスクの個人予防は予防の基本です」との音声、「しかし、それだけでは十分ではありません」との文字の映像と共に、「しかし、それだけでは十分ではありません」との音声、「そこで！」との文字の映像と共に、「そこで」との音声、「家中、空間除菌という発想！」との文字の映像及び3人の人物の映像と共に、「家中、空間除菌という発想」との音声、「二酸化塩素に着目！」との文字及び白衣を着た人物の映像と共に、「Xは空間中のウイルスを除菌したり、除菌力を有する二酸化塩素に着目」との音声、「ウイルス・菌に対して、」との文字の映像及び室内に「ウイルス・菌」と記載された灰色の物が浮遊しているイラストの映像と共に、「空間中のウイルス、菌に対して」との音声、「二酸化塩素ガスが</p>
--	--	---

		<p>酸化し、」との文字の映像、灰色の物の周囲に「O」と記載のある丸い物、「C1」と記載のある丸い物、「O-」と記載のある丸い物及び「二酸化塩素」との文字がある映像と共に、</p> <p>「二酸化塩素ガスは、ウイルス、菌に触れ酸化し」との音声、「菌を無力化！」との文字の映像、「O」と記載のある丸い物、「C1」と記載のある丸い物及び「O-」と記載のある丸い物がある映像と共に、「それにより、感染力、増殖力を失い、無力化することを可能にしました」との音声、「しかも、ニオイも気にならない！」との文字の映像及び人物の映像と共に、</p> <p>「しかも臭いも気にならない安心設計」との音声、「オススメの場所は…」との文字の映像及び人物の映像と共に、「使っていただきたいお勧めの場所は」との音声、「家中丸ごと！」との文字の映像及び室内の映像と共に、「家中丸ごと」との音声、「玄関 リビング 水回り 寝室 子供部屋」との文字の映像及び室内の映像と共に、「玄関、リビング、水回り、寝室、子ども部屋、そして」との音声並びに「身の回り！」との文字の映像及び室内の映像と共に、「身の回りです」との音声</p> <p>・「マグネットタイプとストラップタイプ！」との文字の映像、本件商品②、本件商品①及び商品パッケージの</p>
--	--	--

		<p>映像と共に、「携帯タイプは2種類。挟んで使えるマグネットタイプと首掛けタイプを御用意。それぞれ、縦横6センチ弱のコンパクトサイズで」との音声、「スマートに身の回りの除菌ウイルス除去※」との文字の映像及び本件商品①を首から下げている人物の映像と共に、「スマートに身の回りの除菌、ウイルス除去」との音声、「これ一つで約2か月間の持続力！」との文字の映像及び本件商品②を身に着けている人物の映像と共に、「これ一つで約2か月間の持続力」との音声、複数の人物が筆記している映像と共に、「学校やお仕事など」との音声並びに「身の回りのケアに！」との文字の映像及び複数の人物が室内にいる映像と共に、「外出先でも、身の回りのケアに」との音声</p> <p>・2人の人物の映像並びに「小さなお子様、年齢や病気により免疫力が低下している方を守る」との文字の映像と共に、「小さなお子様、年齢や病気により免疫力が低下している方を守る」との音声、「ウイルス対策をした環境づくり」との文字の映像及び2人の人物の映像と共に、「風邪やインフルエンザをひかせない環境づくり」との音声、「ウイルス・菌に対して効果を発揮！」との文字の映像及び2人の人物の映像と共に、「ウイルス、菌へのみ効果を発揮する、安全性と除菌効果を</p>
--	--	---

			両立する」との音声並びに「商品A [®] シリーズ」との文字の映像、本件商品①を含む商品Aシリーズの各商品及び商品パッケージの映像と共に、「商品Aシリーズ。是非お試しください」との音声
本件商品②	令和2年9月1日から令和3年10月31日までの間	商品パッケージ	<ul style="list-style-type: none"> ・「空間除菌」 ・本件商品②を身に着けている人物の画像 ・「二酸化塩素のパワーで ウイルス除去・除菌^{※□} 商品A マグネットタイプ」 ・「●用途：室内」 ・「特長」、「●内容成分と空気中の炭酸ガスが反応して二酸化塩素が発生します。」及び「●発生した二酸化塩素は酸化力で浮遊する菌やウイルスを除去します。」 ・「書類にはさんで」との記載と共に、本件商品②が挟まれた青いファイルを人物が持っている画像及び「ノートにはさんで」との記載と共に、本件商品②が挟まれたノートの画像 ・「目立たないコンパクトタイプ^{※□2}」との記載と共に、胸ポケットに本件商品②が挟まれたジャケットの画像
	令和3年11月1日以降		<ul style="list-style-type: none"> ・「空間除菌[※] [1 m³密閉試験空間]」 ・「二酸化塩素のパワーで ウイルス除去・除菌[※] 商品A マグネットクリップタイプ」 ・「特長」、「●内容成分と空気中の

			<p>炭酸ガスが反応して二酸化塩素が発生します。」及び「●発生した二酸化塩素は酸化力で浮遊する菌やウイルスを除去します。＊」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「●用途：室内」
令和3年4月15日から同年9月13日までの間	自社ウェブサイト		<ul style="list-style-type: none"> ・本件商品②の画像並びに「空間除菌」との記載と共に、本件商品②を身に着けている人物の画像及び「二酸化塩素のパワーで ウイルス除去・除菌商品A マグネットタイプ」と表示された商品パッケージの画像 ・「適応目安～1 m³」 ・「持ち運びに便利なコンパクトなマグネットクリップタイプ。お出かけ先でのパーソナル空間のウイルス除去・除菌^{＊3}に。」 ・「使用範囲 室内用（～1 m³）」 ・「おすすめの場所」並びに「学校・塾に」、「オフィスに」、「外出先に」及び「病院・施設に」との記載と共に、これらの場所のイラスト ・「身の回りの見張り番！はさんでとめられるコンパクトタイプ」、「内容成分と空気中の炭酸ガスが反応して二酸化塩素が発生します。発生した二酸化塩素は酸化力で浮遊するウイルスや菌を除去^{＊3}します。目立たないコンパクトタイプで、マグネットクリップになっていますので、書類やノートにはさむことができます。手軽に持ち運べるので、学校や塾・オフィスなど外出先でもご使用いただけます。」並び

		に胸ポケットに本件商品②が挟まれたジャケットの画像、「書類にはさんで」との記載と共に、本件商品②が挟まれた青いファイルを人物が持っている画像及び「ノートにはさんで」との記載と共に、本件商品②が挟まれたノートの画像
令和3年9月21日以降		<ul style="list-style-type: none"> ・本件商品②の画像並びに「空間除菌* [1 m³密閉試験空間]」及び「二酸化塩素のパワーで ウイルス除去・除菌* 商品A マグネットクリップタイプ」と表示された商品パッケージの画像 ・「適応目安～1 m³」 ・「持ち運びに便利なコンパクトなマグネットクリップタイプ。パーソナル空間のウイルス除去・除菌*²に。」 ・「使用範囲 室内用 (～1 m³)」 ・「本製品の特長」、「●内容成分と空気中の炭酸ガスが反応して二酸化塩素が発生します。」及び「●発生した二酸化塩素は酸化力で浮遊する菌やウイルスを除去します。」
令和2年10月13日から同月19日までの間、同年11月4日から同月10日までの間、同年12月10日から同月1	テレビコマーシャル	<ul style="list-style-type: none"> ・「ウイルス除去率99%*」との文字の映像及び多数の丸い物が浮遊している空間で手を広げている3人の人物の映像と共に、「ウイルス除去率99パーセント」との音声 ・「商品A® 豊富なラインナップ」との文字の映像及び本件商品②を含む商品Aシリーズの各商品の商品パッケージの映像と共に、「空間除菌商品A」

<p>6日までの間 及び令和3年 1月9日から 同月15日ま での間</p>		<p>との音声 ・「持ち運びに便利！」及び「商品A[®]」との文字の映像、本件商品①を手 に持っている人物の映像、本件商品 ①、本件商品②及び商品パッケージの 映像と共に、「ポータブルタイプは人 気ナンバーワン」及び「空間除菌商品 A」との音声</p>
<p>令和2年11 月5日から令 和3年10月 18日までの 間</p>	<p>動画広告</p>	<p>同上</p>
<p>令和元年12 月10日から 令和3年10 月18日まで の間</p>		<p>・「インフルエンザ」との文字の映像 及びマスクをした人物の映像と共に、 「毎年冬になると猛威を振るうインフ ルエンザ。シーズン中には、うがい、 手洗い、マスク。予防にも気を遣って いることと思います」との音声、「も っとも多いのは5～9歳」及び「なん と77%の罹患率」との文字の映像並 びに「5-9歳」、「77%」等の記 載のある棒グラフの映像と共に、「2 017年から18年のインフルエンザ の罹患者、最も多いのは5歳から9 歳。なんと77パーセントの罹患率。 学級閉鎖が多いのは罹患率の高さが原 因です」との音声、白衣を着た人物 が、横たわっている人物を見ている映 像と共に、「重篤化し、入院される方 は罹患率の高い10歳未満のお子様 が23パーセント」との音声、「60代</p>

		<p> 以上は64%の罹患率」との文字の映像及び円グラフの映像と共に、「そして、60代以上のシニアが64パーセントと非常に高くなっています」との音声、「インフルエンザに感染すると重篤化するリスクが高まります」との文字の映像及び円グラフの映像と共に、「年齢や病気により、免疫力が低下し、インフルエンザに感染すると、重篤化するリスクが高まります」との音声、蛇口の前で手を広げている人物の映像と共に、「うがい、手洗い、マスクの個人予防は予防の基本です。」との音声、「しかし、それだけでは十分ではありません」との文字の映像と共に、「しかし、それだけでは十分ではありません」との音声、「そこで！」との文字の映像と共に、「そこで」との音声、「家中、空間除菌という発想！」との文字の映像及び3人の人物の映像と共に、「家中、空間除菌という発想」との音声、「二酸化塩素に着目！」との文字及び白衣を着た人物の映像と共に、「Xは空間中のウイルスを除菌したり、除菌力を有する二酸化塩素に着目」との音声、「ウイルス・菌に対して、」との文字の映像及び室内に「ウイルス・菌」と記載された灰色の物が浮遊しているイラストの映像と共に、「空間中のウイルス、菌に対して」との音声、「二酸化塩素ガスが酸化し、」との文字の映像、灰色 </p>
--	--	--

		<p>の物の周囲に「O」と記載のある丸い物、「C 1」と記載のある丸い物、「Oー」と記載のある丸い物及び「二酸化塩素」との文字がある映像と共に、「二酸化塩素ガスは、ウイルス、菌に触れ酸化し」との音声、「菌を無力化！」との文字の映像、「O」と記載のある丸い物、「C 1」と記載のある丸い物及び「Oー」と記載のある丸い物がある映像と共に、「それにより、感染力、増殖力を失い、無力化することを可能にしました」との音声、「しかも、ニオイも気にならない！」との文字の映像及び人物の映像と共に、「しかも臭いも気にならない安心設計」との音声、「オススメの場所は…」との文字の映像及び人物の映像と共に、「使っていただきたいお勧めの場所は」との音声、「家中丸ごと！」との文字の映像及び室内の映像と共に、「家中丸ごと」との音声、「玄関 リビング 水回り 寝室 子供部屋」との文字の映像及び室内の映像と共に、「玄関、リビング、水回り、寝室、子ども部屋、そして」との音声並びに「身の回り！」との文字の映像及び室内の映像と共に、「身の回りです」との音声</p> <p>・「マグネットタイプとストラップタイプ！」との文字の映像、本件商品②、本件商品①及び商品パッケージの映像と共に、「携帯タイプは2種類。</p>
--	--	--

		<p>挟んで使えるマグネットタイプと首掛けタイプを御用意。それぞれ、縦横6センチ弱のコンパクトサイズで」との音声、「スマートに身の回りの除菌ウイルス除去※」との文字の映像及び本件商品①を首から下げている人物の映像と共に、「スマートに身の回りの除菌、ウイルス除去」との音声、「これ一つで約2か月間の持続力！」との文字の映像及び本件商品②を身に着けている人物の映像と共に、「これ一つで約2か月間の持続力」との音声、複数の人物が筆記している映像と共に、「学校やお仕事など」との音声並びに「身の回りのケアに！」との文字の映像及び複数の人物が室内にいる映像と共に、「外出先でも、身の回りのケアに」との音声</p> <p>・2人の人物の映像並びに「小さなお子様、年齢や病気により免疫力が低下している方を守る」との文字の映像と共に、「小さなお子様、年齢や病気により免疫力が低下している方を守る」との音声、「ウイルス対策をした環境づくり」との文字の映像及び2人の人物の映像と共に、「風邪やインフルエンザをひかせない環境づくり」との音声、「ウイルス・菌に対して効果を発揮！」との文字の映像及び2人の人物の映像と共に、「ウイルス、菌へのみ効果を発揮する、安全性と除菌効果を両立する」との音声並びに「商品A[®]</p>
--	--	--

			シリーズ」との文字の映像、本件商品②を含む商品Aシリーズの各商品及び商品パッケージの映像と共に、「商品Aシリーズ。是非お試しください」との音声
本件商品③	令和2年9月1日から令和3年10月31日までの間	商品パッケージ	<ul style="list-style-type: none"> ・「空間除菌」 ・「二酸化塩素のパワーで ウイルス除去・除菌・消臭※ 商品A 電動拡散ファン」 ・「電動ファンが安定拡散を実現」と題して、本件商品③の画像と共に、「『空気より重い二酸化塩素をいかにして安定拡散させるか?』たどり着いた結論が電動ファンによる拡散です。電動ファンは間欠作動設定です。約5秒間ファンが作動し、その後約30秒間の停止を繰り返します。」 ・「リビングの見張り番」と題して、テーブルの上に置いてある本件商品③の周りに青い二重円の画像並びに「様々な場所で使えます。」と題して、「玄関に」との記載と共に、玄関に置いてある本件商品③の周りに青い二重円の画像、「洗面所に」との記載と共に、洗面台に置いてある本件商品③の周りに青い二重円の画像、「寝室に」との記載と共に、ベッドの横に置いてある本件商品③の周りに青い二重円の画像、「キッチンまわりに」との記載と共に、キッチンに置いてある本件商品③の周りに青い二重円の画像及び「その他、子供部屋、トイレ、ペッ

			<p>トまわり等」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「適応目安6～12畳」 ・「●用途：室内」
	令和3年11月1日以降		<ul style="list-style-type: none"> ・「空間除菌※ [25㎡ (6畳相当) 密閉試験空間]」 ・「二酸化塩素のパワーで ウイルス除去・除菌と消臭※ 商品A 電動拡散ファン USBケーブル+電池 (別売) 両用タイプ」 ・「電動ファンが安定拡散を実現」と題して、本件商品③の画像と共に、「『空気より重い二酸化塩素をいかにして安定拡散させるか?』たどり着いた結論が電動ファンによる拡散です。電動ファンは間欠作動設定です。約5秒間ファンが作動し、その後約30秒間の停止を繰り返します。」 ・「●用途：室内」 ・「特長」、「●内容成分と空気中の炭酸ガスが反応して二酸化塩素が発生します。」及び「●発生した二酸化塩素は酸化力で浮遊する菌やウイルスを除去します。」
	令和3年4月1日から同年9月13日までの間	自社ウェブサイト	<ul style="list-style-type: none"> ・本件商品③の画像並びに「空間除菌」及び「二酸化塩素のパワーで ウイルス除去・除菌・消臭※ 商品A 電動拡散ファン」と表示された商品パッケージの画像 ・「適応目安～12畳」 ・「空気より重い二酸化塩素をファンの力で拡散！室内をしっかりとウイルス除去・除菌※¹・消臭※²。」

		<ul style="list-style-type: none"> ・「使用範囲 室内用（～12畳）」 ・「おすすめの場所」並びに「リビングに」、「玄関に」、「子ども部屋に」、「キッチンまわりに」及び「オフィスに」との記載と共に、これらの場所のイラスト ・「画期的な電動ファン搭載モデル 拡散した二酸化塩素がウイルス・菌を除去^{*1}！」並びに「二酸化塩素にはウイルスや菌に対して、強い酸化作用があり、効果的なウイルス除去・除菌^{*1}が可能です。反面、二酸化塩素は空気よりも重く、拡散に難がありました。そこで、二酸化塩素の特性にいち早く着目し、一般への普及に取り組んできたXだからこそ辿り着いた結論が、画期的な「電動ファン」搭載による空気中への安定拡散でした。」との記載と共に、本体から矢印が出ている本件商品③の画像、丸い複数の物及び突起のある複数の物のイラスト ・「拡散効率アップのための独自開発！二酸化塩素の特性を發揮する為にたどり着いた結論」及び「●電動ファンで効率的に拡散」との記載と共に、本件商品③から矢印及び「拡散」と記載のある丸い物が出ているイラスト ・「本製品の特性」、「●本製品は内容成分と空気中の炭酸ガスが反応して二酸化塩素が発生します。」、「●電動ファンの使用で二酸化塩素を拡散します。」及び「●発生した二酸化塩素
--	--	---

		<p>は酸化力で浮遊するウイルスや菌を除去します。※1」</p>
	<p>令和3年9月 21日以降</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本件商品③の画像並びに「空間除菌※ [25 m³ (6畳相当) 密閉試験空間]」及び「二酸化塩素のパワーでウイルス除去・除菌と消臭※ 商品A 電動拡散ファン USBケーブル+電池 (別売) 両用タイプ」と表示された商品パッケージの画像 ・「空気より重い二酸化塩素をファンの力で拡散! しっかりウイルス除去・除菌・消臭※1。」 ・「使用範囲 室内用」 ・「画期的な電動ファン搭載モデル 拡散した二酸化塩素がウイルス・菌を除去※1!」並びに「二酸化塩素にはウイルスや菌に対して、強い酸化作用があり、効果的なウイルス除去・除菌※1が可能です。反面、二酸化塩素は空気よりも重く、拡散に難がありました。そこで、二酸化塩素の特性にいち早く着目し、一般への普及に取り組んできたXだからこそ辿り着いた結論が、画期的な「電動ファン」搭載による空気中への安定拡散でした。」との記載と共に、本体から矢印が出ている本件商品③の画像、丸い複数の物及び突起のある複数の物のイラスト ・「拡散効率アップのための独自開発! 二酸化塩素の特性を発揮する為にたどり着いた結論」及び「●電動ファンで効率的に拡散」との記載と共に、

			<p>本件商品③から矢印及び「拡散」と記載のある丸い物が出ているイラスト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「本製品の特長」、「●内容成分と空気中の炭酸ガスが反応して二酸化塩素が発生します。」及び「●発生した二酸化塩素は酸化力で浮遊する菌やウイルスを除去します。」
	<p>令和2年10月13日から同月19日までの間、同年11月4日から同月10日までの間、同年12月10日から同月16日までの間及び令和3年1月9日から同月15日までの間</p>	<p>テレビコマーシャル</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「商品A[®]電動ファン」との文字の映像及び人物が本件商品③を指している映像と共に、「空間除菌商品A」との音声 ・「ウイルス除去率99%*」との文字の映像及び多数の丸い物が浮遊している空間で手を広げている3人の人物の映像と共に、「ウイルス除去率99パーセント」との音声 ・「商品A[®]豊富なラインナップ」との文字の映像及び本件商品③を含む商品Aシリーズの各商品の商品パッケージの映像と共に、「空間除菌商品A」との音声
	<p>令和2年11月5日から令和3年10月18日までの間</p>	<p>動画広告</p>	<p>同上</p>
<p>本件商品④</p>	<p>令和2年9月1日から令和3年10月31日までの間</p>	<p>商品パッケージ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「空間除菌」 ・室内の画像 ・「二酸化塩素のパワーで ウイルス除去・除菌・消臭[*] 商品A 部屋用吊下げタイプ」 ・室内に本件商品④が取り付けられて

		<p>いる画像</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「●用途：室内」 ・「玄関ドア」、「リビング」、「寝室」及び「水まわり」との記載と共に、これらの場所につり下げられている本件商品④及び青い二重円の画像 ・「特長」、「●内容成分と空気中の炭酸ガスが反応して二酸化塩素が発生します。」及び「●発生した二酸化塩素は酸化力で浮遊する菌やウイルスを除去します。」 ・本件商品④のイラスト及び「2カ所のクリップ部をはめこみ、玄関ドアの内側や居室のドアなどに吊り下げます。設置場所によってはフックの角度を調整してください。」
	<p>令和2年11月1日から令和3年10月31日までの間</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「二酸化塩素のパワーで ウイルス除去・除菌・消臭※ 商品A 部屋用吊下げタイプ」 ・「空間除菌」 ・「適応目安6～12畳」 ・「●用途：室内」 ・「玄関ドア」、「リビング」、「寝室」及び「水まわり」との記載と共に、これらのイラスト ・「特長」、「●内容成分と空気中の炭酸ガスが反応して二酸化塩素が発生します。」及び「●発生した二酸化塩素は酸化力で浮遊する菌やウイルスを除去します。」 ・本件商品④のイラストと共に、「クリップ部をはめこみ、居室やドアの内

			側などに吊り下げます。設置場所によってはフックの角度を調整してください。」
	令和3年11月1日以降		<ul style="list-style-type: none"> ・「空間除菌※ [25 m³ (6畳相当) 密閉試験空間]」 ・「二酸化塩素のパワーで ウイルス除去・除菌と消臭※ 商品A 掛けやすいフック付き吊下げタイプ」 ・「特長」、「●内容成分と空気中の炭酸ガスが反応して二酸化塩素が発生します。」及び「●発生した二酸化塩素は酸化力で浮遊する菌やウイルスを除去します。※」 ・「●用途：室内」 ・本件商品④のイラストと共に、「2カ所のクリップ部をはめこみ、玄関ドアの内側や居室のドアなどに吊下げます。設置場所によってはフックの角度を調整してください。」
	令和3年4月15日から同年9月13日までの間	自社ウェブサイト	<ul style="list-style-type: none"> ・本件商品④の画像並びに「空間除菌」との記載と共に、「二酸化塩素のパワーで ウイルス除去・除菌・消臭※ 商品A 部屋用吊下げタイプ」との記載と共に、室内に本件商品④が取り付けられている画像が表示された商品パッケージの画像 ・「適応目安～12畳」 ・「リビングや寝室、子ども部屋のカーテンレールやドアクローザーなどに吊下げて、効果的にウイルス除去・除菌※¹・消臭※²」 ・「使用範囲 玄関・室内用 (～12

		<p>畳) 」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「おすすめの場所」並びに「玄関ドアに」、「リビングに」、「子ども部屋に」、「寝室に」及び「水周りに」との記載と共に、これらの場所のイラスト ・「高所から自然拡散させる 吊下げタイプ いろんな場所に設置してウイルスを除去※1します。」及び「吊下げタイプの「商品A 吊下げ」。ウイルスや菌に効果的な二酸化塩素が空間に浮遊するウイルスや菌を除去※1します。空気より重い特性を持つ二酸化塩素だからこそ、吊下げることで二酸化塩素を自然拡散できます。玄関からウイルスを侵入させないためにドアクローザーに吊下げたり、お部屋のカーテンレールに吊下げてお部屋の空間を除菌※1することができます。」との記載と共に、玄関ドアにつり下げられた本件商品④及び多数の丸い物の画像 ・本件商品④のイラストと共に、「2カ所のクリップ部をはめこみ、玄関ドアの内側や居室のドアなどに吊り下げます。設置場所によってはフックの角度を調整してください。」
	<p>令和3年9月 21日以降</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本件商品④の画像並びに「空間除菌※ [2.5 m³ (6畳相当) 密閉試験空間] 」及び「二酸化塩素のパワーでウイルス除去・除菌と消臭※ 商品A 掛けやすいフック付き吊下げタイプ」と表示された商品パッケージの画像

		<ul style="list-style-type: none"> ・「掛けやすいフック付きのウイルス除去・除菌・消臭^{※1}。」 ・「使用範囲 室内用」 ・「高所から自然拡散させる 吊下げタイプ いろんな場所に設置してウイルスを除去^{※1}します。」及び「吊下げタイプの「商品A 吊下げ」。ウイルスや菌に効果的な二酸化塩素が空間に浮遊するウイルスや菌を除去^{※1}します。空気より重い特性を持つ二酸化塩素だからこそ、吊下げることで二酸化塩素を自然拡散できます。玄関からウイルスを侵入させないためにドアクロージャーに吊下げたり、お部屋のカーテンレールに吊下げてお部屋の空間を除菌^{※1}することができます。」との記載と共に、カーテンレールにつり下げられた本件商品④の画像 ・「本製品の特長」、「●内容成分と空気中の炭酸ガスが反応して二酸化塩素が発生します。」及び「●発生した二酸化塩素は酸化力で浮遊する菌やウイルスを除去します。」 ・本件商品④のイラストと共に、「2カ所のクリップ部をはめこみ、玄関ドアの内側や居室のドアなどに吊下げます。設置場所によってはフックの角度を調整してください。」 	
	<p>令和2年10月13日から同月19日までの間、同年</p>	<p>テレビコマーシャル</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ベッドのある室内に3人の人物がいる映像並びに「商品A[®]吊下げタイプ」との文字の映像及び人物がカーテンレールにつり下げられた本件商品④

<p>11月4日から同月10日までの間、同年12月10日から同月16日までの間及び令和3年1月9日から同月15日までの間</p>		<p>を指差している映像と共に、「空間除菌商品A」との音声</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ウイルス除去率99%*」との文字の映像及び多数の丸い物が浮遊している空間で手を広げている3人の人物の映像と共に、「ウイルス除去率99パーセント」との音声 ・「商品A[®] 豊富なラインナップ」との文字の映像及び本件商品④を含む商品Aシリーズの各商品の商品パッケージの映像と共に、「空間除菌商品A」との音声
<p>令和2年11月5日から令和3年10月18日までの間</p>	<p>動画広告</p>	<p>同上</p>
<p>令和元年12月10日から令和3年10月18日までの間</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・「インフルエンザ」との文字の映像及びマスクをした人物の映像と共に、「毎年冬になると猛威を振るうインフルエンザ。シーズン中には、うがい、手洗い、マスク。予防にも気を遣っていることと思います」との音声、「もっとも多いのは5～9歳」及び「なんと77%の罹患率」との文字の映像並びに「5-9歳」、「77%」等の記載のある棒グラフの映像と共に、「2017年から18年のインフルエンザの罹患者、最も多いのは5歳から9歳。なんと77パーセントの罹患率。学級閉鎖が多いのは罹患率の高さが原因です」との音声、白衣を着た人物

		<p>が、横たわっている人物を見ている映像と共に、「重篤化し、入院される方は罹患率の高い10歳未満のお子様が23パーセント」との音声、「60代以上は64%の罹患率」との文字の映像及び円グラフの映像と共に、「そして、60代以上のシニアが64パーセントと非常に高くなっています」との音声、「インフルエンザに感染すると重篤化するリスクが高まります」との文字の映像及び円グラフの映像と共に、「年齢や病気により、免疫力が低下し、インフルエンザに感染すると、重篤化するリスクが高まります」との音声、蛇口の前で手を広げている人物の映像と共に、「うがい、手洗い、マスクの個人予防は予防の基本です」との音声、「しかし、それだけでは十分ではありません」との文字の映像と共に、「しかし、それだけでは十分ではありません」との音声、「そこで！」との文字の映像と共に、「そこで」との音声、「家中、空間除菌という発想！」との文字の映像及び3人の人物の映像と共に、「家中、空間除菌という発想」との音声、「二酸化塩素に着目！」との文字及び白衣を着た人物の映像と共に、「Xは空間中のウイルスを除菌したり、除菌力を有する二酸化塩素に着目」との音声、「ウイルス・菌に対して、」との文字の映像及び室内に「ウイルス・菌」と記載された灰</p>
--	--	---

		<p>色の物が浮遊しているイラストの映像と共に、「空間中のウイルス、菌に対して」との音声、「二酸化塩素ガスが酸化し、」との文字の映像、灰色の物の周囲に「O」と記載のある丸い物、「C1」と記載のある丸い物、「O-」と記載のある丸い物及び「二酸化塩素」との文字がある映像と共に、「二酸化塩素ガスは、ウイルス、菌に触れ酸化し」との音声、「菌を無力化！」との文字の映像、「O」と記載のある丸い物、「C1」と記載のある丸い物及び「O-」と記載のある丸い物がある映像と共に、「それにより、感染力、増殖力を失い、無力化することを可能にしました」との音声、「しかも、ニオイも気にならない！」との文字の映像及び人物の映像と共に、「しかも臭いも気にならない安心設計」との音声、「オススメの場所は…」との文字の映像及び人物の映像と共に、「使っていただきたいお勧めの場所は」との音声、「家中丸ごと！」との文字の映像及び室内の映像と共に、「家中丸ごと」との音声、「玄関 リビング 水回り 寝室 子供部屋」との文字の映像及び室内の映像と共に、「玄関、リビング、水回り、寝室、子ども部屋、そして」との音声並びに「身の回り！」との文字の映像及び室内の映像と共に、「身の回りです」との音声</p>
--	--	---

		<p>・玄関の映像及び本件商品④から青い丸い物が複数発生し、周りの物が徐々に消えていく映像及び「小さなお子さんが触れることのないように考えた設計です」との文字の映像と共に、「高所つり下げ式は、空気より重いという二酸化塩素の性質を利用し、効率的に拡散させる。小さいお子さんが触れることのないように、安心安全を考えた設計です」との音声並びに本件商品④及び商品パッケージの映像と共に、</p> <p>「玄関の見張り番にも最適」との音声</p> <p>・2人の人物の映像並びに「小さなお子様、年齢や病気により免疫力が低下している方を守る」との文字の映像と共に、「小さなお子様、年齢や病気により免疫力が低下している方を守る」との音声、「ウイルス対策をした環境づくり」との文字の映像及び2人の人物の映像と共に、「風邪やインフルエンザをひかせない環境づくり」との音声、「ウイルス・菌に対して効果を発揮！」との文字の映像及び2人の人物の映像と共に、「ウイルス、菌へのみ効果を発揮する、安全性と除菌効果を両立する」との音声並びに「商品A®シリーズ」との文字の映像、本件商品④を含む商品Aシリーズの各商品及び商品パッケージの映像と共に、「商品Aシリーズ。是非お試しください」との音声</p>
--	--	---

以上